

敦賀市障がい児者福祉計画

第4期敦賀市障がい者基本計画

第6期敦賀市障がい福祉計画

第2期敦賀市障がい児福祉計画

令和3年3月

敦 賀 市

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第 1 章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 障がい者支援に関する近年の国の政策動向 | 2 |
| 3 計画の位置づけ | 8 |
| 4 計画の対象 | 9 |
| 5 計画の期間 | 9 |
| 6 計画の策定体制 | 9 |
| | |
| 第 2 章 障がい者を取り巻く現状 | 10 |
| 1 敦賀市の現状 | 10 |
| 2 アンケート調査結果からみえる現状 | 16 |
| 3 障がい福祉計画等の成果指標の評価 | 33 |
| | |
| 第 3 章 計画の基本的な考え方 | 40 |
| 1 基本理念 | 40 |
| 2 基本方向 | 41 |
| 3 施策体系 | 47 |
| 4 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本方針 | 48 |
| | |
| 第 4 章 第 4 期敦賀市障がい者基本計画 | 50 |
| 1 啓発・広報の推進 | 50 |
| 2 相談・生活支援・権利擁護 | 54 |
| 3 保健・医療 | 65 |
| 4 育成・教育 | 68 |
| 5 就業・社会参加 | 74 |
| 6 生活環境・生活安全 | 80 |

| | |
|----------------------------------|------------|
| 第5章 第6期敦賀市障がい福祉計画 | 87 |
| 1 成果目標..... | 87 |
| 2 障がい福祉サービスの見込量..... | 92 |
| 3 地域生活支援事業の見込量..... | 98 |
| | |
| 第6章 第2期敦賀市障がい児福祉計画 | 102 |
| 1 成果目標..... | 102 |
| 2 障がい児福祉サービスの見込量..... | 104 |
| | |
| 第7章 計画の推進に向けて | 106 |
| 1 障がい者基本計画の推進体制..... | 106 |
| 2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進行管理と評価..... | 106 |
| | |
| 参考資料 | 108 |

1 計画策定の背景と趣旨

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある人の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の策定にあたり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組みが盛り込まれるなど、見直しがされています。

本市では、平成27年3月に策定した「第3期障がい者基本計画」、及び平成30年3月に策定した「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした第4期障がい者基本計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定することとしました。

2 障がい者支援に関する近年の国の政策動向

(1) 国の基本計画

① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

基本理念

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強かに推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障がい者差別の解消に向けた取組みを着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障がいのある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障がい者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組みの推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組みの推進

(2) 関係法の動向

① 関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生する社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組みや作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備やそのための支援を促進する

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等にあたっての留意点を定めた

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障がい者の雇用の促進等に関する取組みの実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定（令和元年）

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

（3）障がい福祉計画の見直しの動向

① 基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組み

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

オ 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

カ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障がい児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障がい児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障がい児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

キ 障がい者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組みの推進をより図るため、都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

ク 障がい福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組みについて、基本指針に盛り込む

ケ 福祉人材の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組み

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

イ 障がい福祉人材の確保

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施 など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

ウ 障がい者の社会参加等を支える取組み

(障がい者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)

- ・障がい者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する

エ 依存症対策の推進

- ・依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある

オ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- ・より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障がい児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- ・障がい児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- ・障がい児通所支援の体制整備にあたっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障がい福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- ・放課後等デイサービス等の障がい児通所支援の実施にあたっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- ・地域における重症心身障がい児の人数やニーズを把握する（管内の障がい児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障がい児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）

- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である
- コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

カ 農福連携等に向けた取組み

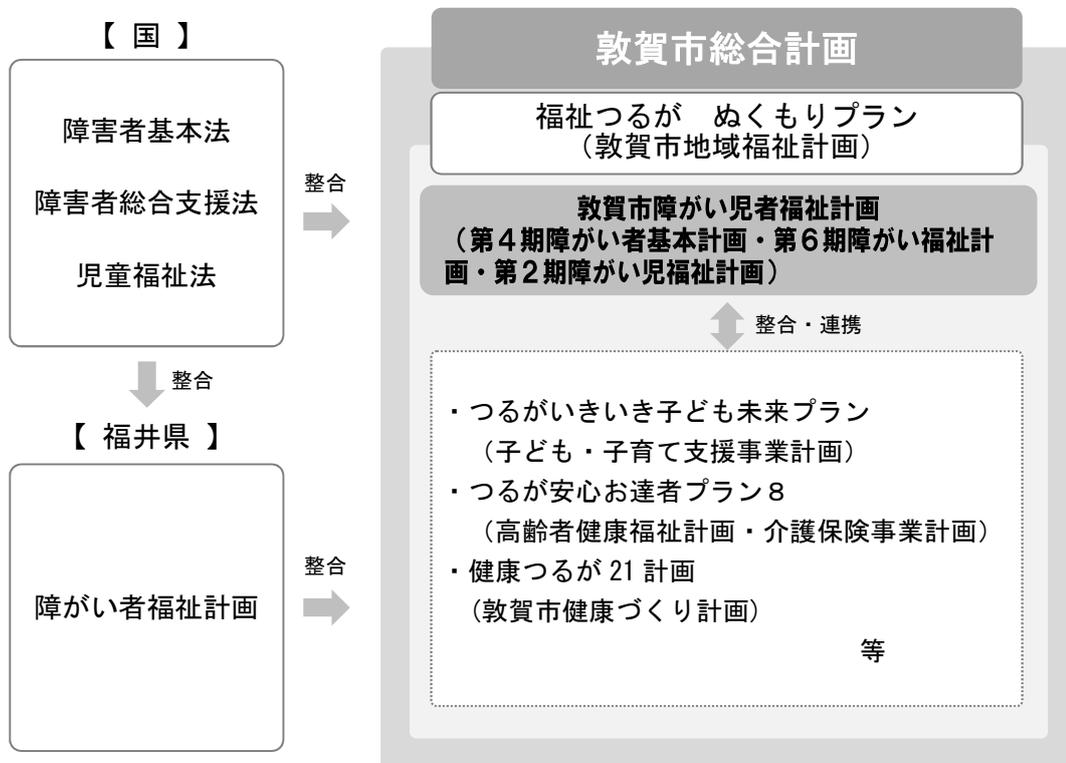
- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- 就労継続支援事業等における農福連携の取組みが推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- 高齢障がい者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障がい者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

3 計画の位置づけ

障がい者基本計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、福井県障がい者福祉計画並びに敦賀市総合計画及び同実施計画における障がい者施策との整合性を図りました。



4 計画の対象

本計画では、手帳の有無に関わらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

5 計画の期間

障がい者基本計画は、令和3年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする6か年計画とします。また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間で計画期間とします。

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------------|-------|-------|---------------------------|-------|-------|
| 第4期障がい者基本計画 | | | | | |
| 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 | | | 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 | | |

6 計画の策定体制

策定にあたっては、令和2年度に実施した障がい者福祉に関するアンケート調査の結果を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障がい福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図りました。

第 2 章

障がい者を取り巻く現状

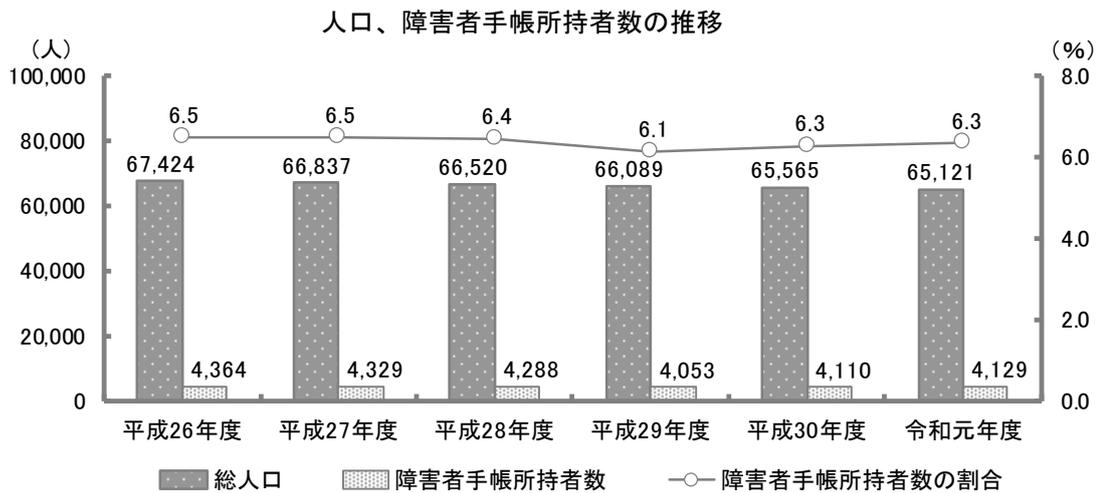
1 敦賀市の現状

(1) 障がい者の状況

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和2年3月31日現在65,121人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和2年3月31日現在4,129人で、減少傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も6.3%と減少傾向にあります。

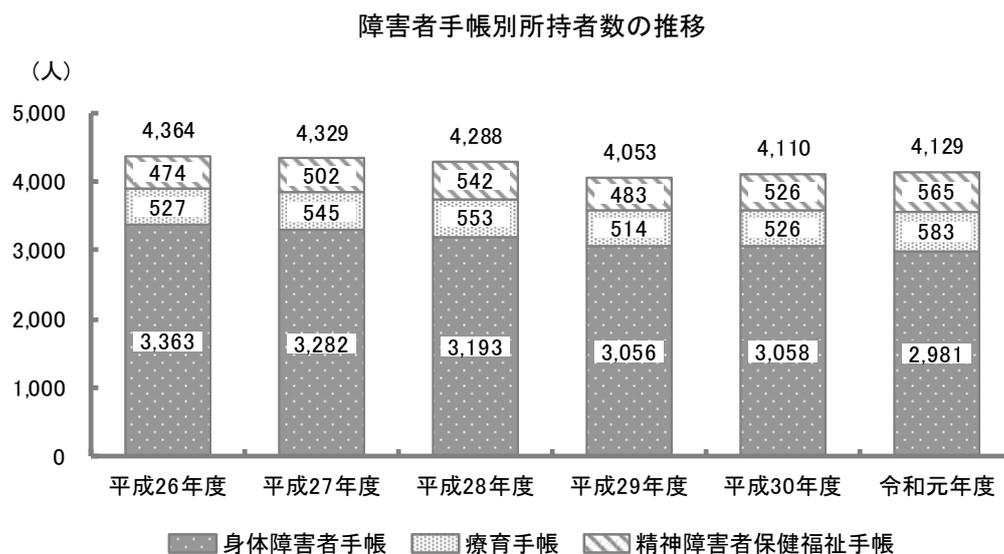


資料：人口は住民基本台帳（各年度末現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年度末現在）

② 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年3月31日現在2,981人となっています。

また、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年3月31日現在583人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、令和2年3月31日現在565人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると年々減少傾向にあり、令和2年3月31日現在、4級の手帳所持者数が811人で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が797人となっています。

等級別身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1級 | 894 | 867 | 827 | 819 | 809 | 797 |
| 2級 | 423 | 404 | 393 | 372 | 372 | 364 |
| 3級 | 779 | 753 | 760 | 716 | 729 | 711 |
| 4級 | 948 | 941 | 902 | 849 | 845 | 811 |
| 5級 | 121 | 123 | 121 | 117 | 106 | 107 |
| 6級 | 198 | 194 | 190 | 183 | 197 | 191 |
| 合計 | 3,363 | 3,282 | 3,193 | 3,056 | 3,058 | 2,981 |

資料：庁内調べ（各年度末現在）

② 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、肢体不自由が1,630人（54.7%）と最も多く、次いで内部障がいが930人（31.2%）となっています。また、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------------|----------|----------|-------|
| 視覚障がい | 155 | 150 | 155 |
| 聴覚・平衡機能障がい | 273 | 286 | 266 |
| 音声・言語・そしやく機能障がい | 67 | 73 | 78 |
| 肢体不自由 | 1,696 | 1,665 | 1,630 |
| 内部障がい | 932 | 957 | 930 |
| 合計 | 3,056 | 3,058 | 2,981 |

資料：庁内調べ（各年度末現在）

（3）療育手帳所持者の状況

① 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、令和2年3月31日現在、A1判定の手帳所持者数が207人で最も多く、次いでB1判定の手帳所持者数が185人となっています。また、B1、B2判定の手帳所持者数は増加傾向にあります。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| A1 | 202 | 204 | 207 | 176 | 174 | 207 |
| A2 | 6 | 6 | 8 | 7 | 6 | 7 |
| B1 | 168 | 175 | 177 | 165 | 173 | 185 |
| B2 | 151 | 160 | 161 | 166 | 173 | 184 |
| 合計 | 527 | 545 | 553 | 514 | 526 | 583 |

資料：庁内調べ（各年度末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 精神障害者手帳所持者の等級別推移

精神障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年3月31日現在、2級の手帳所持者数が434人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が103人となっています。また、2級の手帳所持者数は増加傾向にあります。

精神障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1級 | 42 | 41 | 43 | 33 | 28 | 28 |
| 2級 | 316 | 343 | 379 | 368 | 407 | 434 |
| 3級 | 116 | 118 | 120 | 82 | 91 | 103 |
| 合計 | 474 | 502 | 542 | 483 | 526 | 565 |

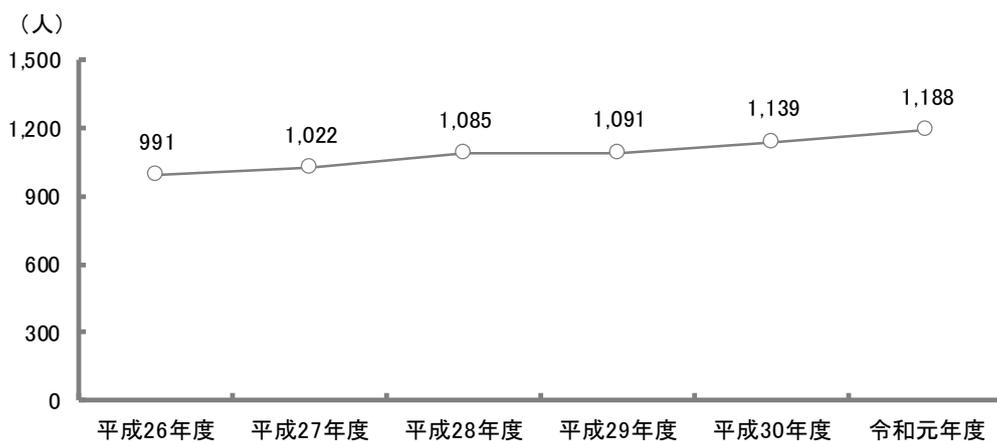
資料：庁内調べ（各年度末現在）

(5) 自立支援医療受給者

① 自立支援医療受給者の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和2年3月31日現在1,188人で、年々増加しています。

自立支援医療受給者の推移

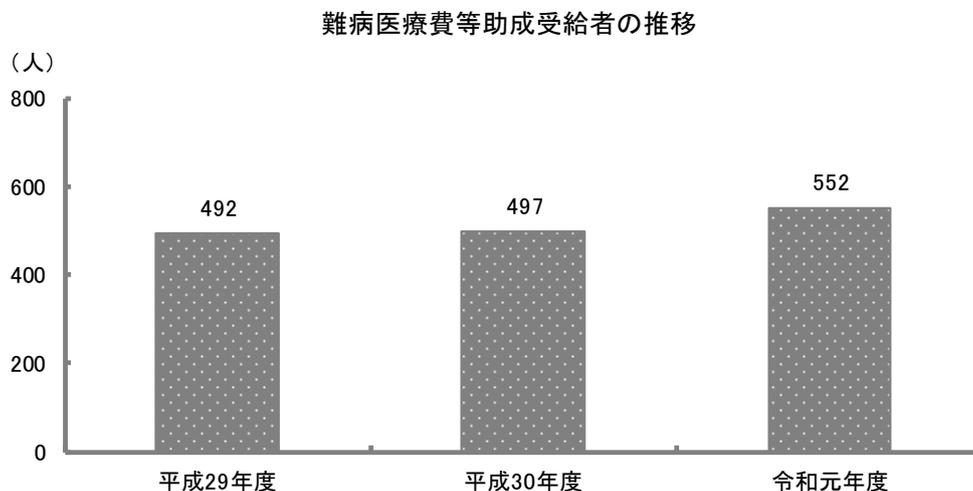


資料：庁内調べ（各年度末現在）

(6) 難病医療費等助成受給者

① 難病医療費等助成受給者の推移

難病医療費等助成受給者の推移をみると、令和2年3月31日現在552人で、年々増加しています。

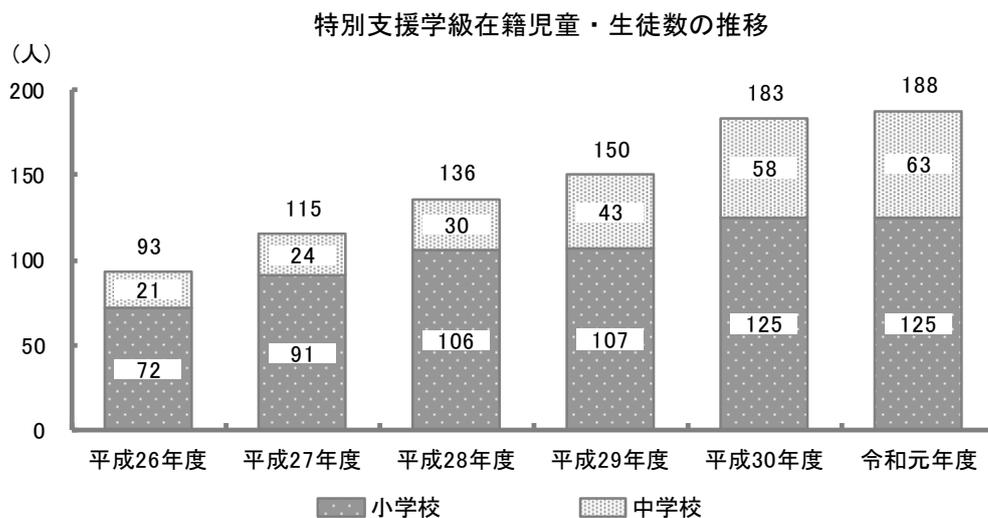


資料：庁内調べ（各年度末現在）

(7) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和2年3月31日現在125人で、増加傾向にあります。中学校の生徒数では、令和2年3月31日現在63人で、増加傾向にあります。本市の子どもの人口は減少しているものの、早期療育につながっていることもあり、特別支援学級在籍児童・生徒数は増加しています。

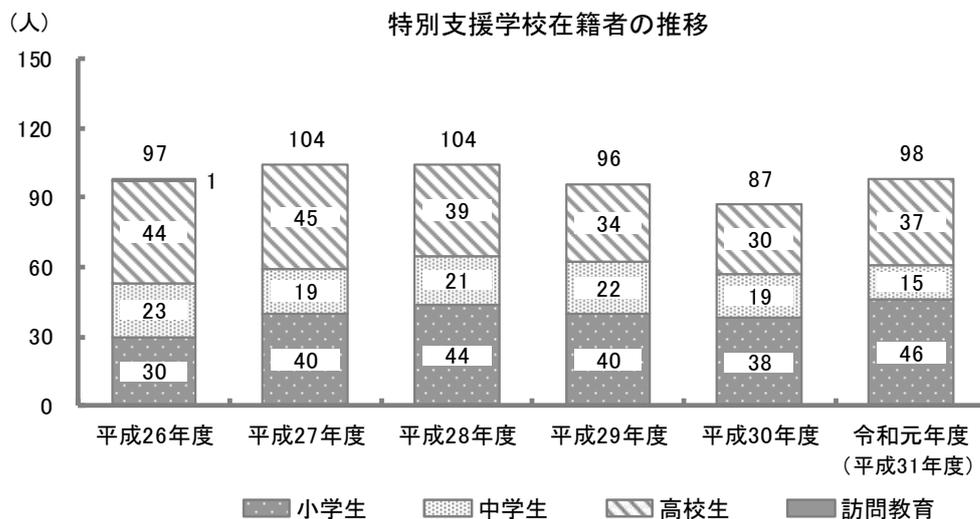


資料：庁内調べ（各年度末現在）

(8) 特別支援学校在籍状況

① 特別支援学校在籍者の推移

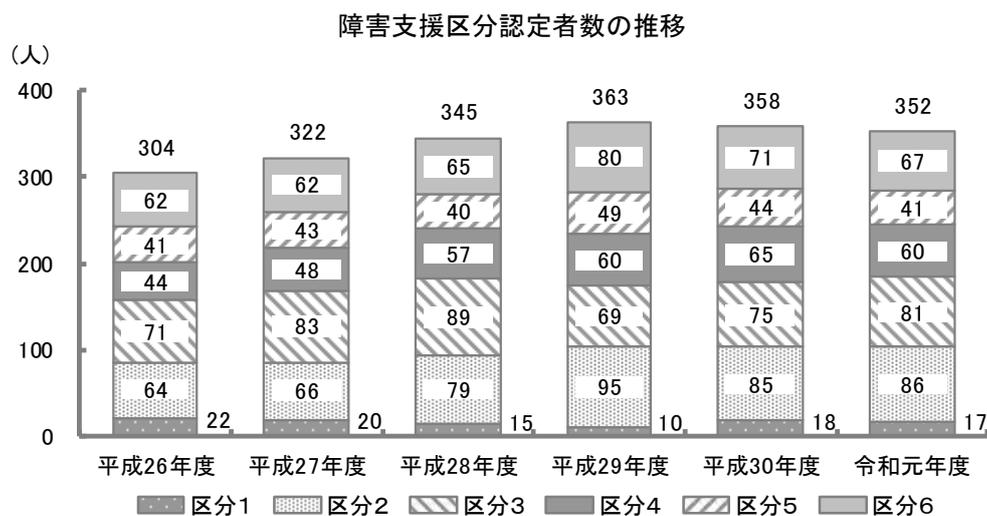
特別支援学校在籍者の推移をみると、小学生は平成31年4月1日現在46人で、増加傾向にあります。また、中学生は平成31年4月1日現在15人で、減少傾向にあり、高校生は平成31年4月1日現在37人となっています。



(9) 障害支援区分認定者の状況

① 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和2年3月31日現在、区分2が86人で最も多く、次いで区分3が81人となっています。

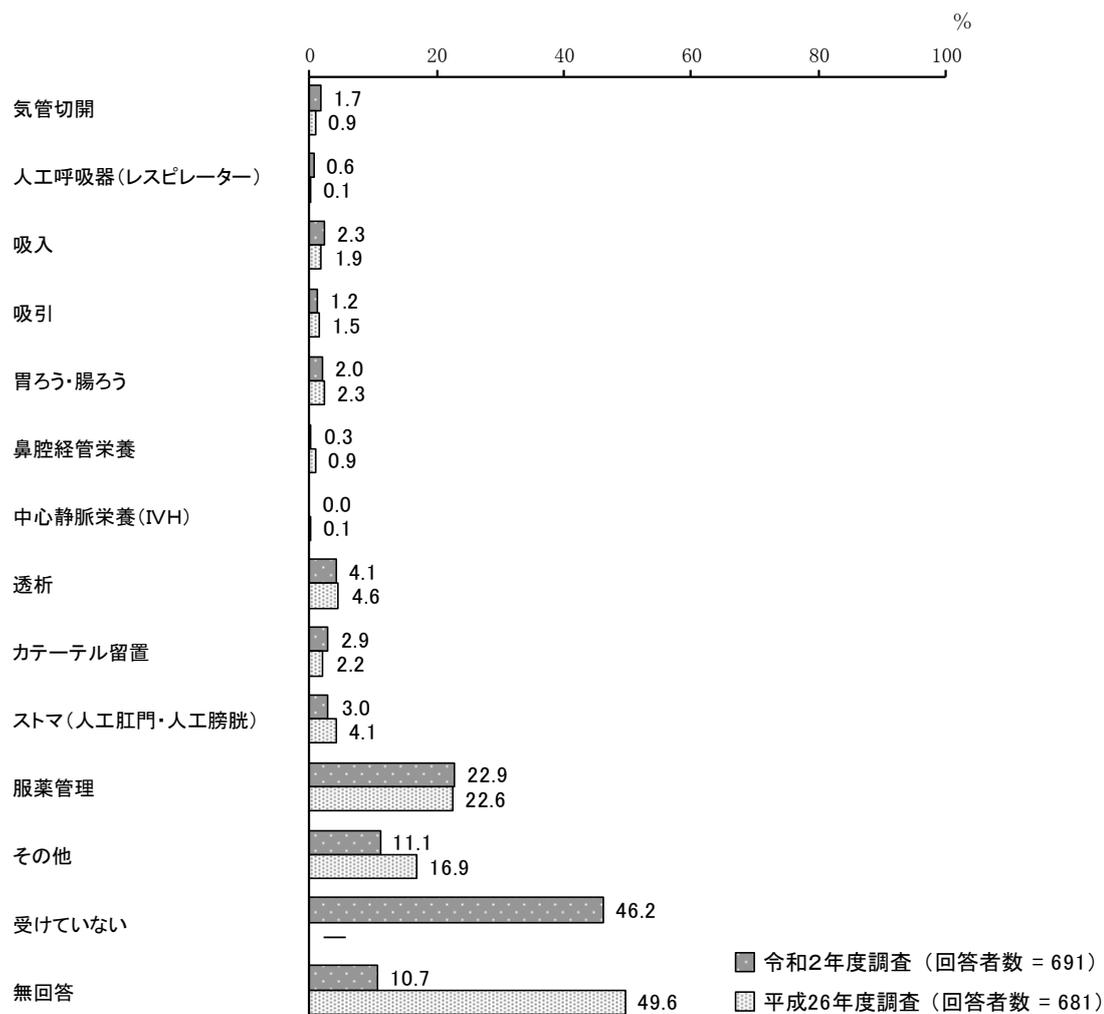


2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 医療的ケアについて

① 現在受けている医療的ケア

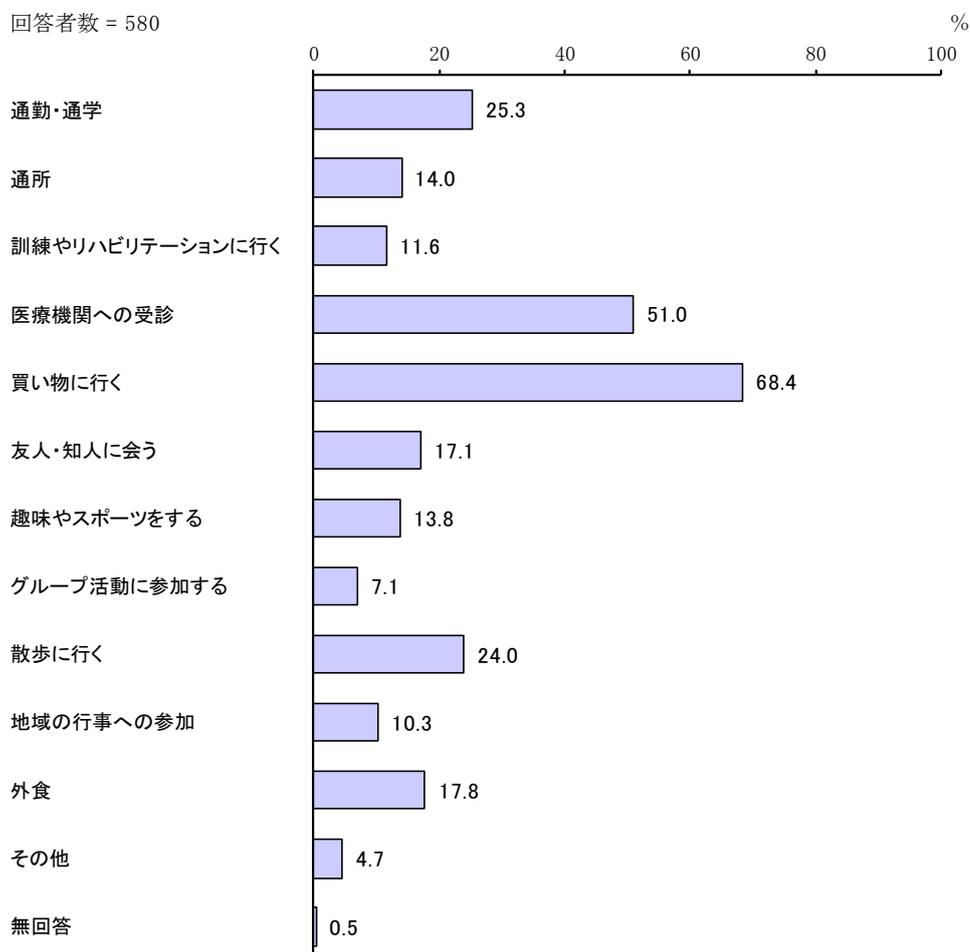
「受けていない」の割合が46.2%と最も高く、次いで「服薬管理」の割合が22.9%となっています。



(2) 日常生活、暮らしについて

① 外出の目的

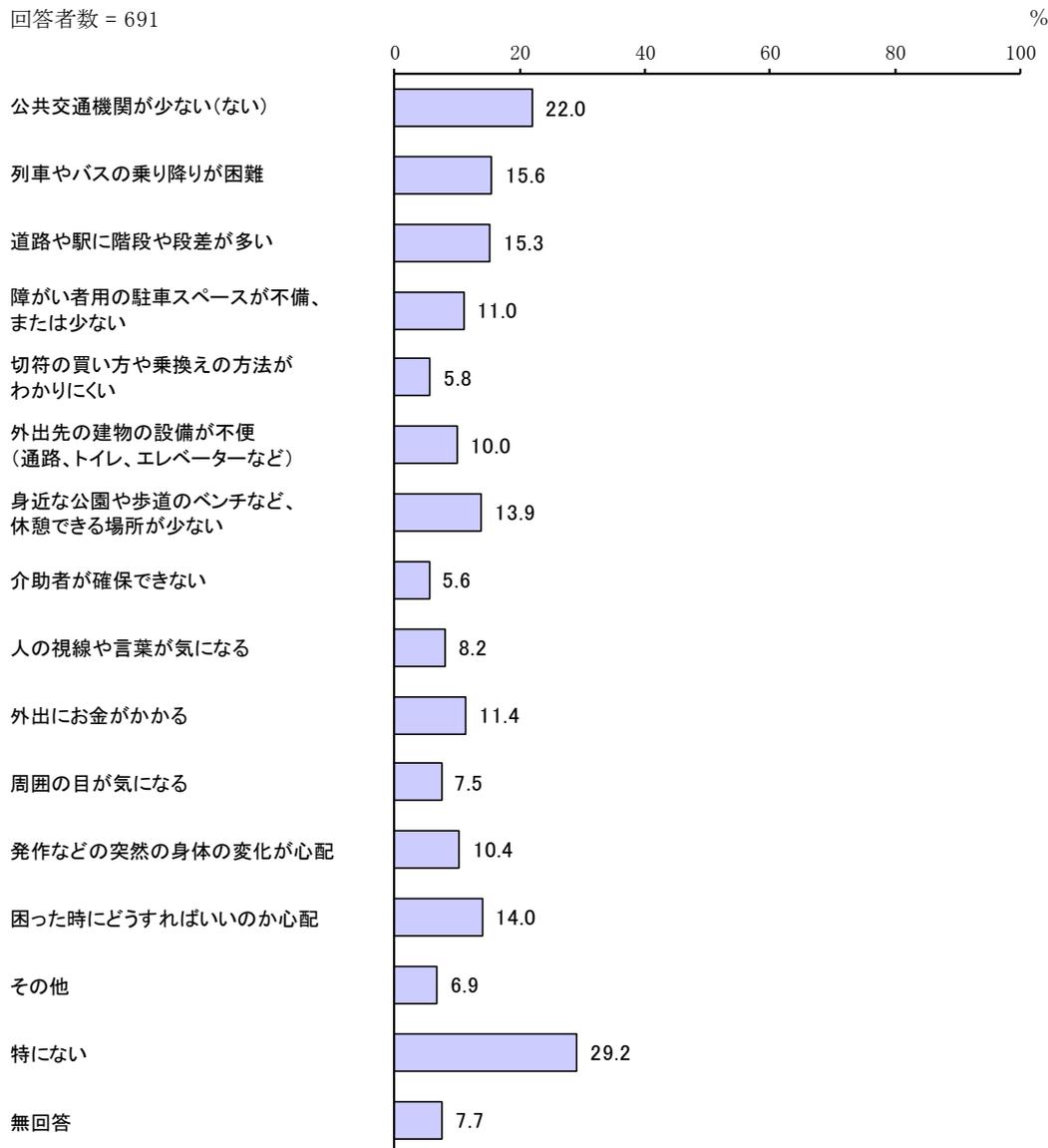
「買い物に行く」の割合が68.4%と最も高く、次いで「医療機関への受診」の割合が51.0%、「通勤・通学」の割合が25.3%となっています。



② 外出の際に困ること

「特にない」の割合が29.2%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が22.0%、「列車やバスの乗り降りが困難」の割合が15.6%となっています。

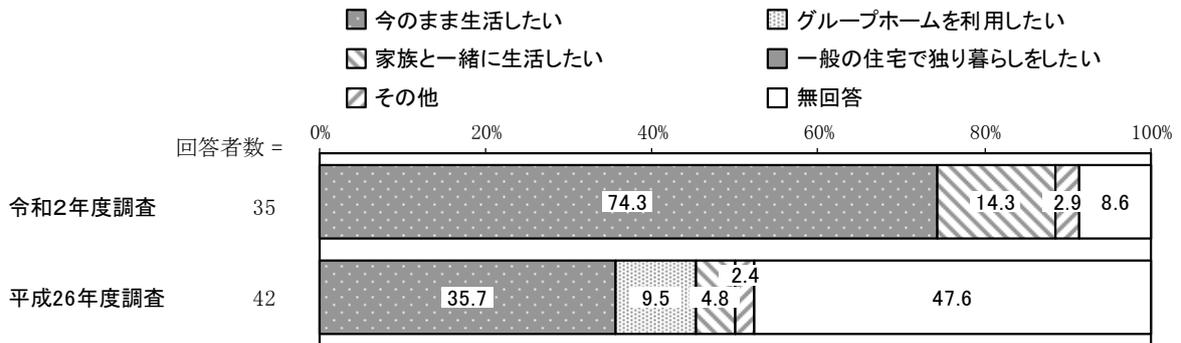
回答者数 = 691



③ 将来に希望する暮らし方

「そのまま生活したい」の割合が74.3%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」の割合が14.3%となっています。

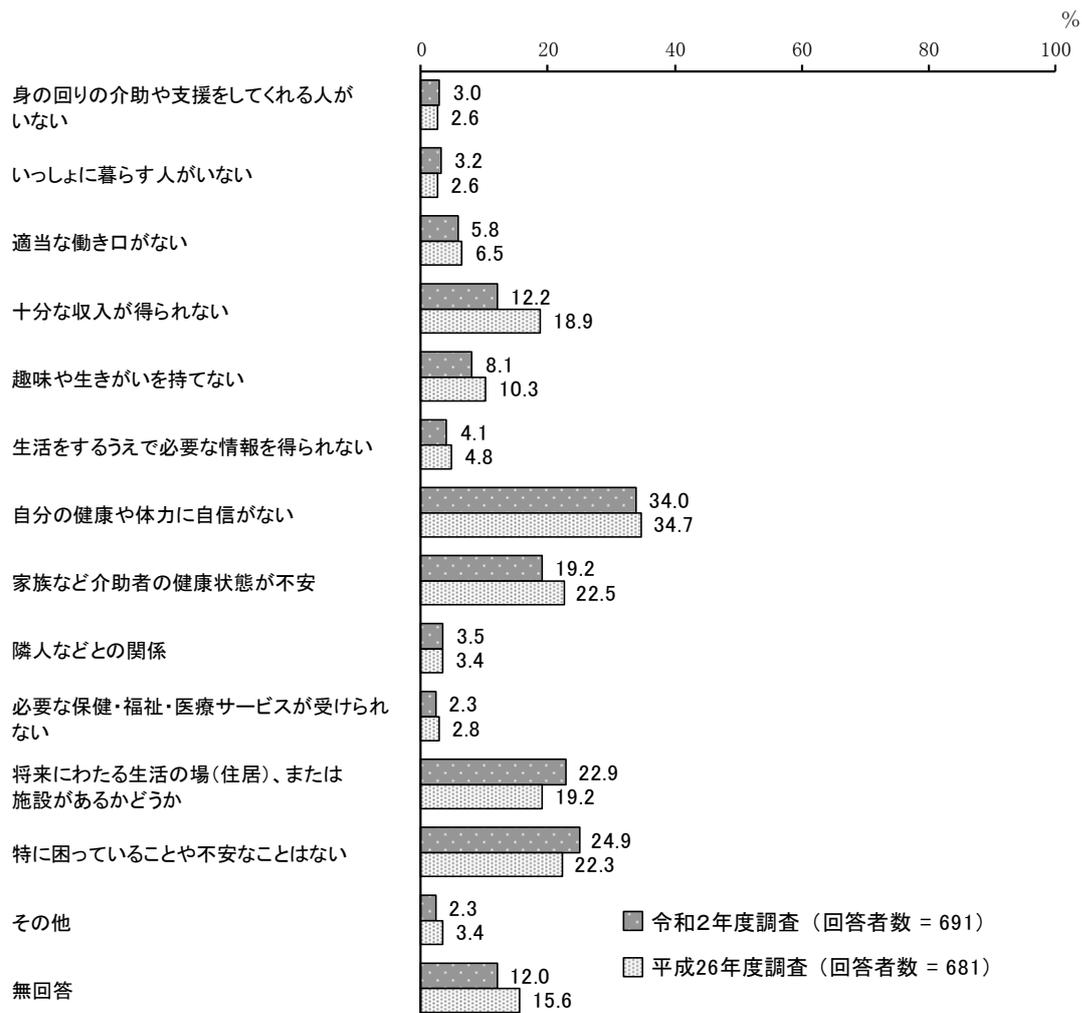
平成26年度調査と比較すると、「そのまま生活したい」「家族と一緒に生活したい」の割合が増加しています。



④ 生活で困っていることや不安に思っていること

「自分の健康や体力に自信がない」の割合が34.0%と最も高く、次いで「特に困っていることや不安なことはない」の割合が24.9%、「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」の割合が22.9%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「十分な収入が得られない」の割合が減少しています。

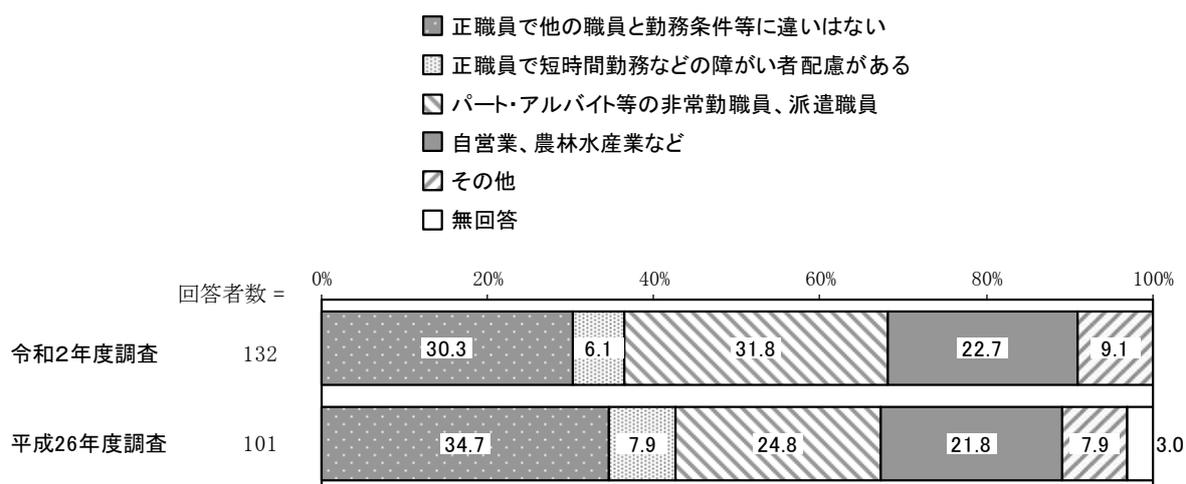


(3) 就労について

① 仕事の形態

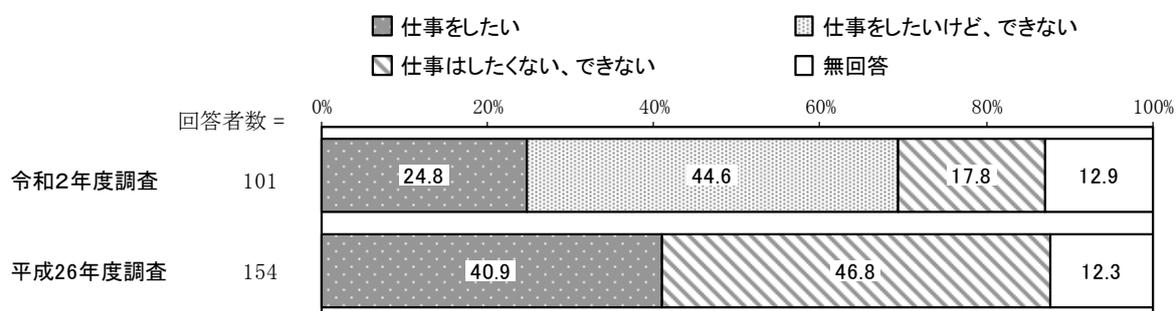
「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が31.8%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が30.3%、「自営業、農林水産業など」の割合が22.7%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が増加しています。



② 今後、収入を得る仕事をしたいかの有無

「仕事をしたいけど、できない」の割合が44.6%と最も高く、次いで「仕事をしたい」の割合が24.8%、「仕事はしたくない、できない」の割合が17.8%となっています。

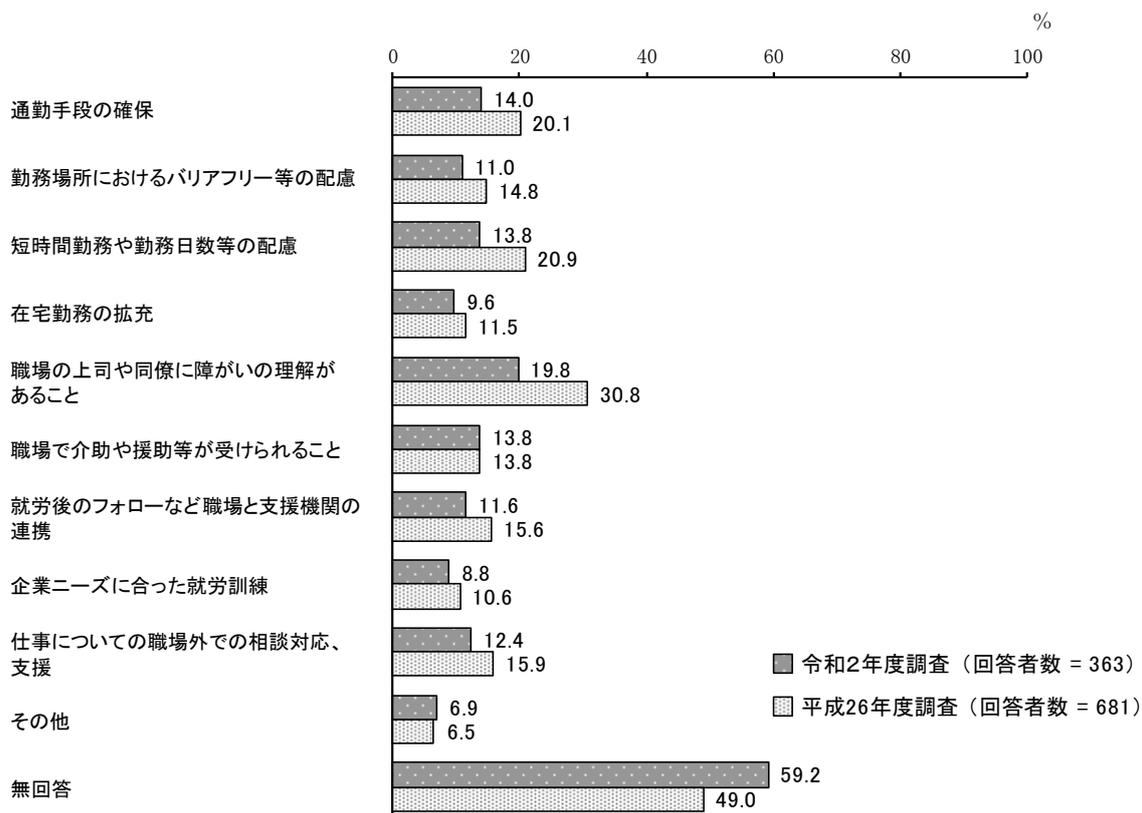


※「仕事をしたいけど、できない」の選択肢は、令和2年度調査で追加されました。

③ 就労に必要な支援

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が19.8%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」の割合が14.0%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「職場で介助や援助等が受けられること」の割合が13.8%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が減少しています。

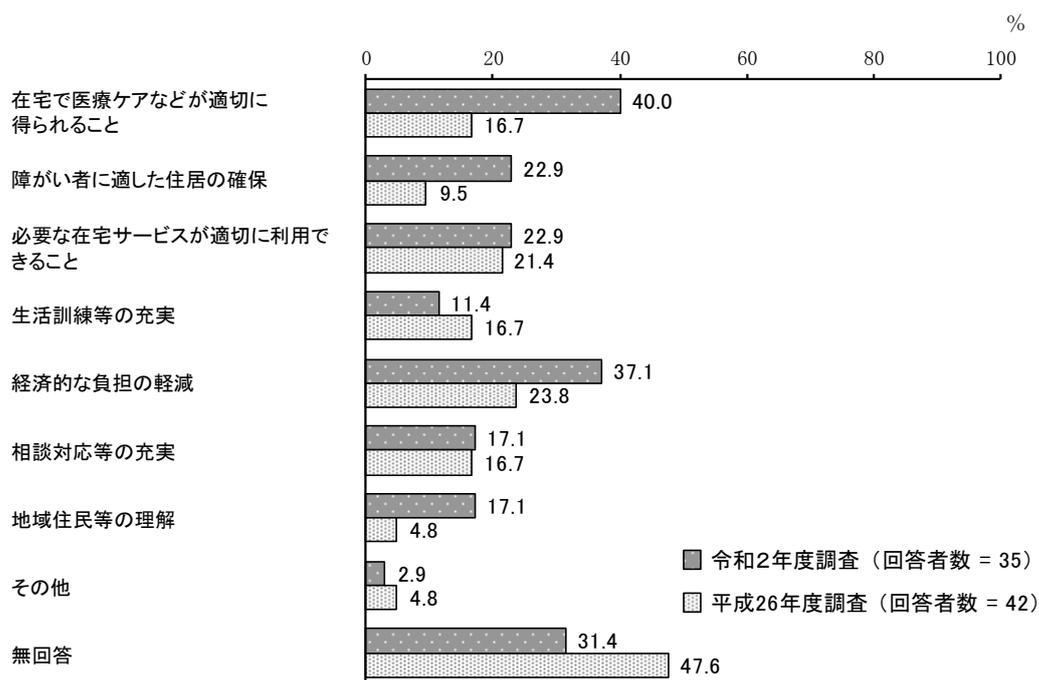


(4) 地域との関わり、支援について

① 住み慣れた地域で生活していくために必要な支援について

「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」の割合が40.0%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」の割合が37.1%、「障がい者に適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が22.9%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「障がい者に適した住居の確保」「経済的な負担の軽減」「地域住民等の理解」の割合が増加し、「生活訓練等の充実」の割合が減少しています。

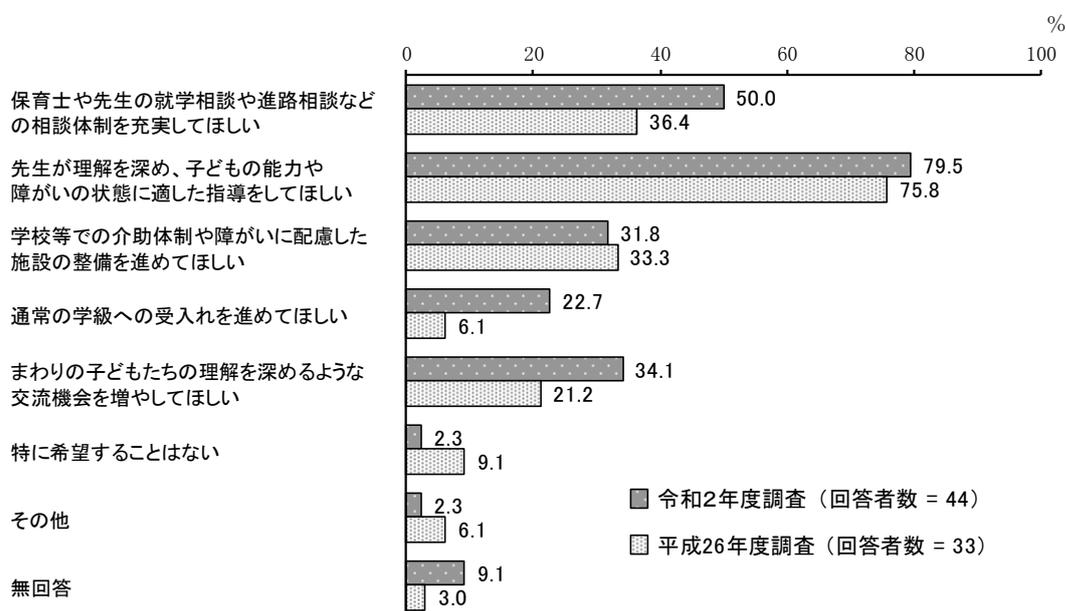


(5) 教育・保育について

① 教育・保育に望むこと

「先生が理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」の割合が79.5%と最も高く、次いで「保育士や先生の就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」の割合が50.0%、「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい」の割合が34.1%となっています。

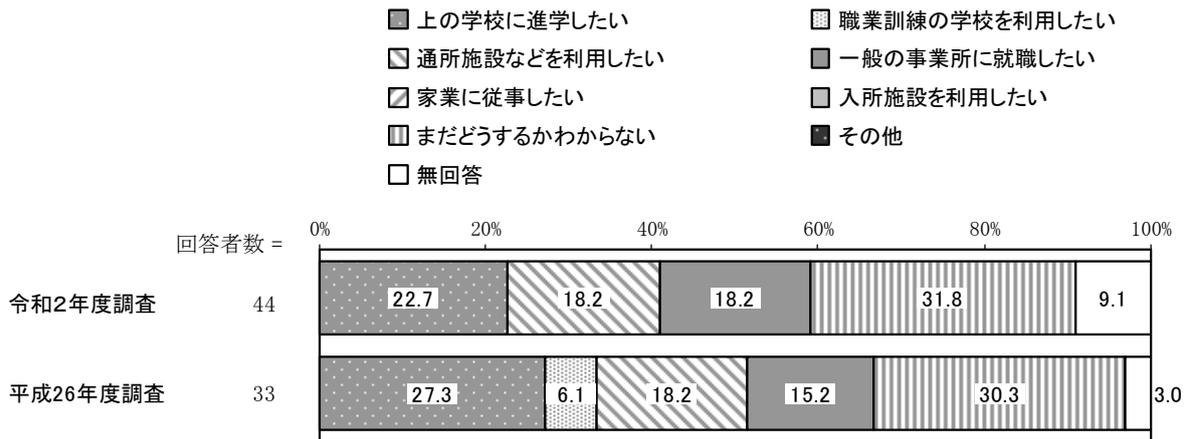
平成26年度調査と比較すると、「保育士や先生の就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」「通常の学級への受入れを進めてほしい」「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい」の割合が増加し、「特に希望することはない」の割合が減少しています。



② 学校卒業後の進路の考え

「まだどうするかわからない」の割合が31.8%と最も高く、次いで「上の学校に進学したい」の割合が22.7%、「通所施設などを利用したい」、「一般の事業所に就職したい」の割合が18.2%となっています。

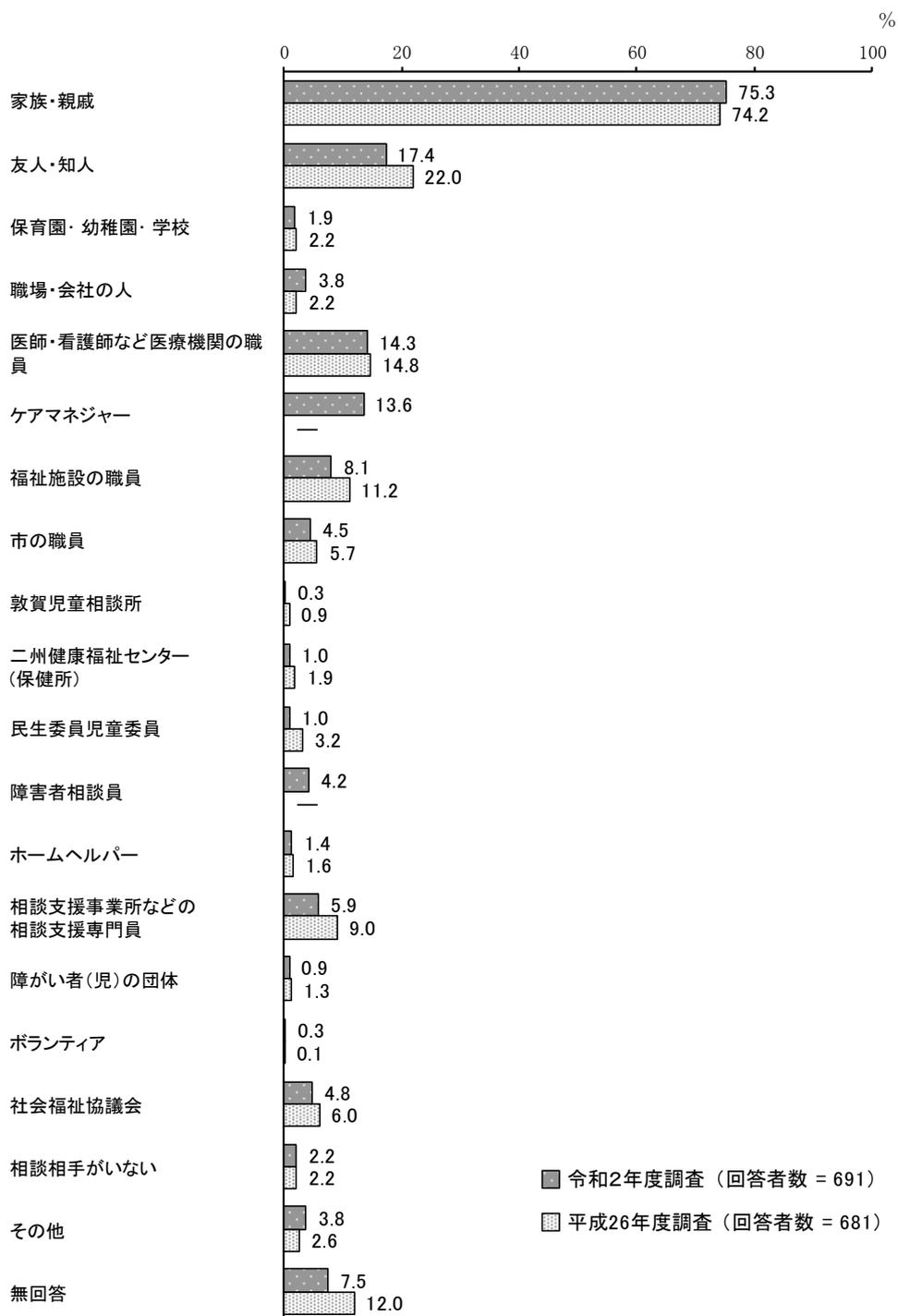
平成26年度調査と比較すると、「上の学校に進学したい」、「通所施設などを利用したい」、「一般の事業所に就職したい」を合わせた割合が同程度となっています。



(6) 相談について

① 心配ごとや悩みがあった場合の相談先

「家族・親戚」の割合が75.3%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が17.4%、「医師・看護師など医療機関の職員」の割合が14.3%となっています。

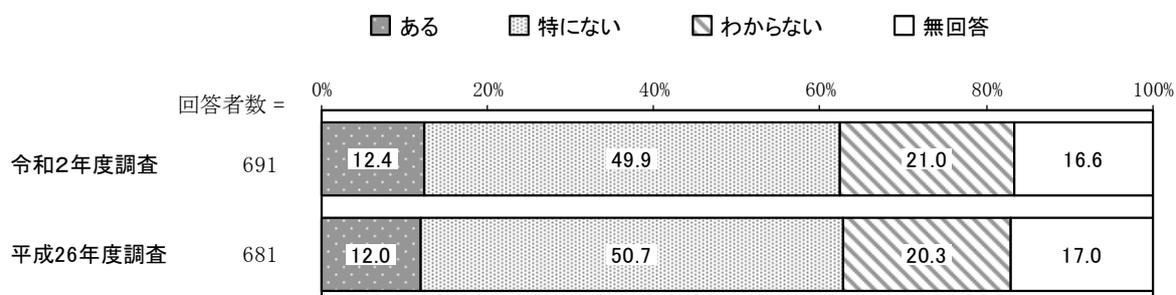


※「ケアマネジャー」「障害者相談員」の選択肢は、令和2年度調査で追加されました。

(7) 障がいの理解について

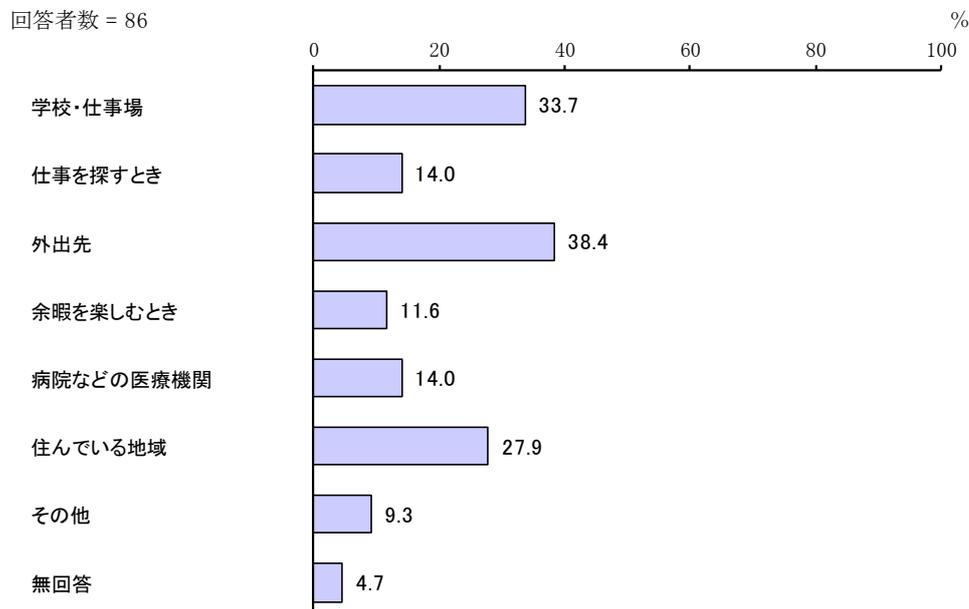
① 障がいのことでの差別や人権侵害の有無

「特にない」の割合が49.9%と最も高く、次いで「わからない」の割合が21.0%、「ある」の割合が12.4%となっています。



② 差別を受けた場所

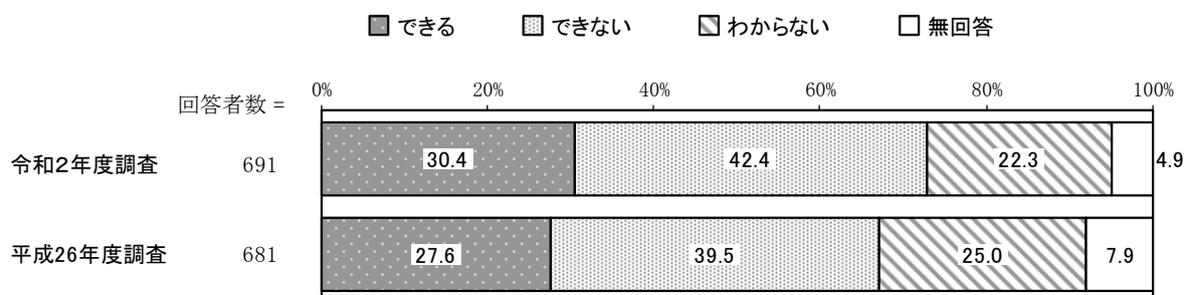
「外出先」の割合が38.4%と最も高く、次いで「学校・仕事場」の割合が33.7%、「住んでいる地域」の割合が27.9%となっています。



(8) 災害時等の支援について

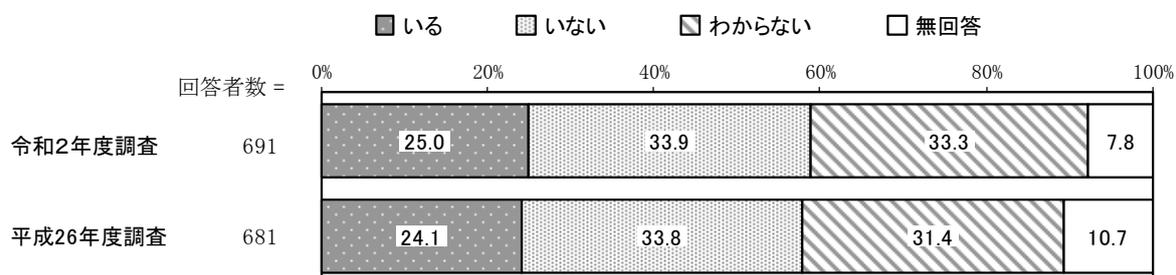
① 災害時にひとりで避難できるかについて

「できない」の割合が42.4%と最も高く、次いで「できる」の割合が30.4%、「わからない」の割合が22.3%となっています。



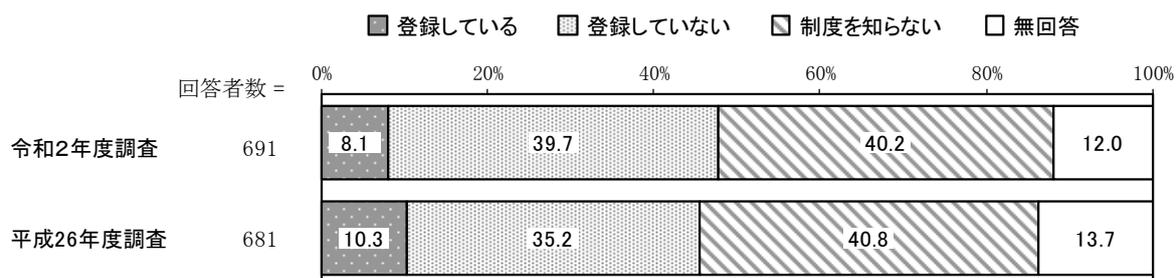
② 近所で助けてくれる人の有無

「いない」の割合が33.9%と最も高く、次いで「わからない」の割合が33.3%、「いる」の割合が25.0%となっています。



③ 敦賀市避難行動要支援者避難支援制度の登録の有無

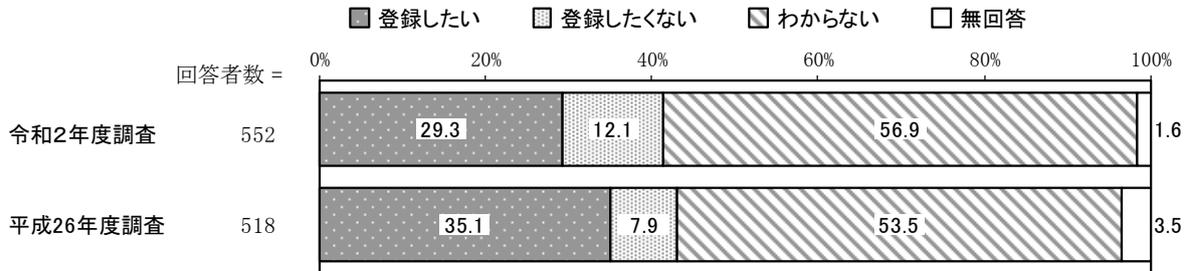
「制度を知らない」の割合が40.2%と最も高く、次いで「登録していない」の割合が39.7%となっています。



④ 敦賀市避難行動要支援者避難支援制度への登録意向

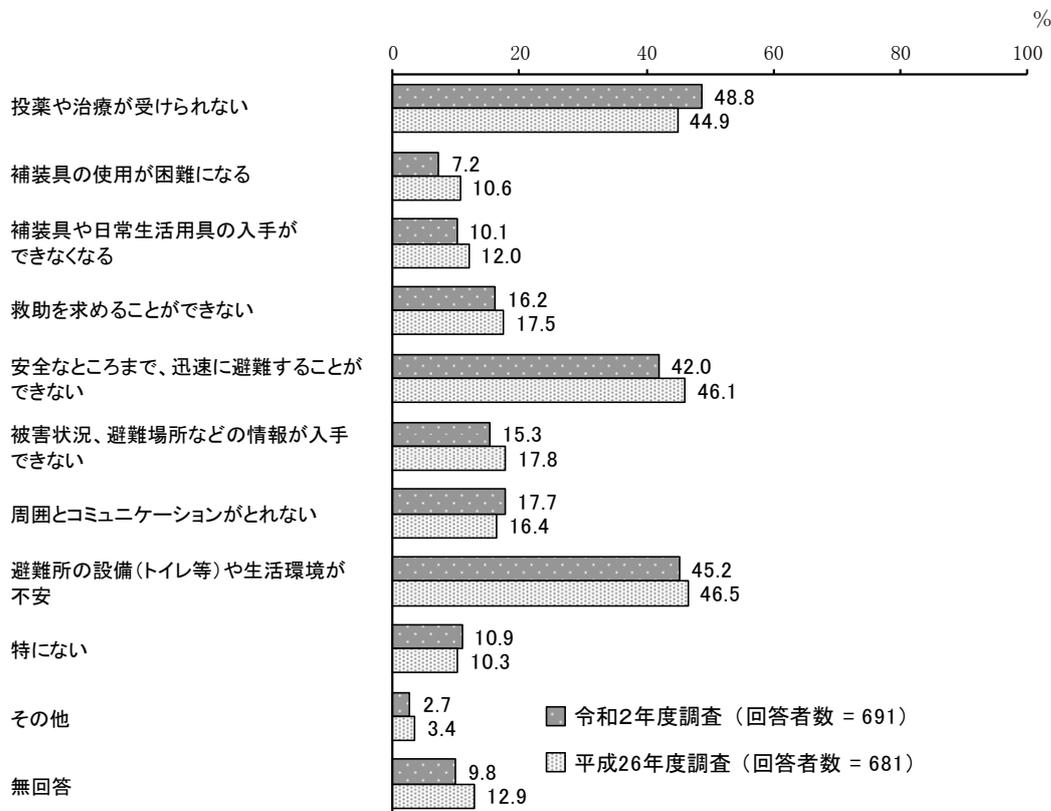
「制度を知らない」又は「登録していない」方のうち、「わからない」の割合が56.9%と最も高く、次いで「登録したい」の割合が29.3%、「登録したくない」の割合が12.1%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「登録したい」の割合が減少しています。



⑤ 災害のときに困ること

「投薬や治療が受けられない」の割合が48.8%と最も高く、次いで「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が45.2%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が42.0%となっています。

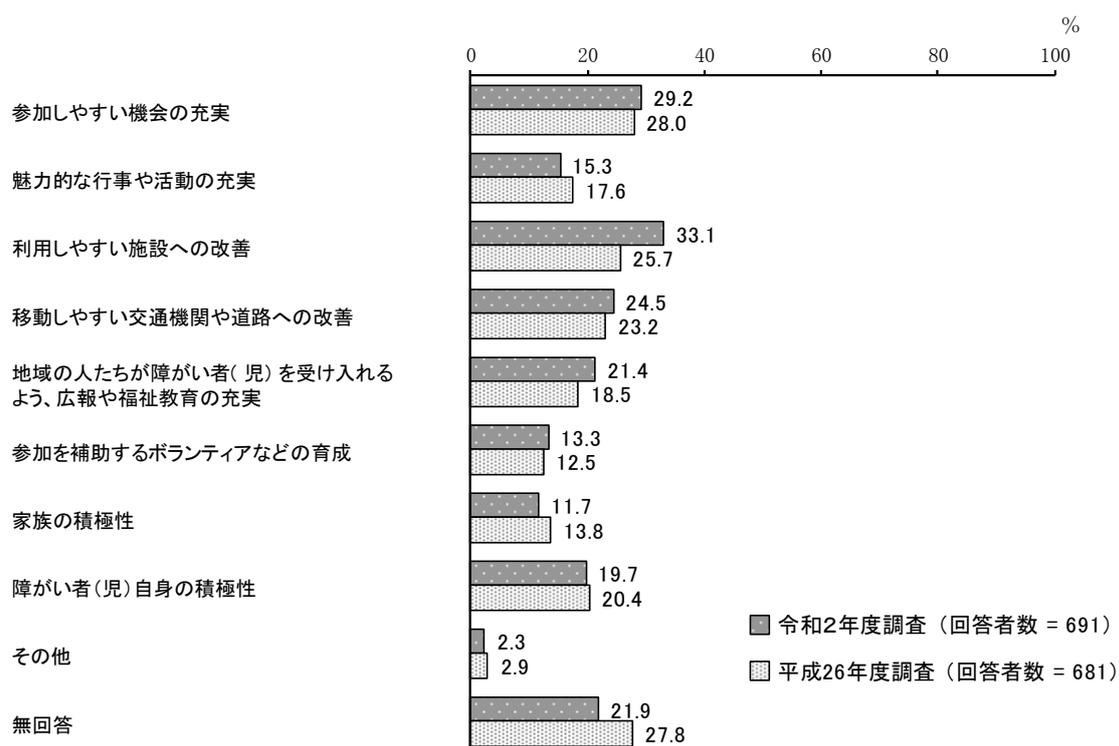


(9) 障がい者施策全般について

① 障がい者（児）が地域や社会に積極的に参加しやすくするために大切なこと

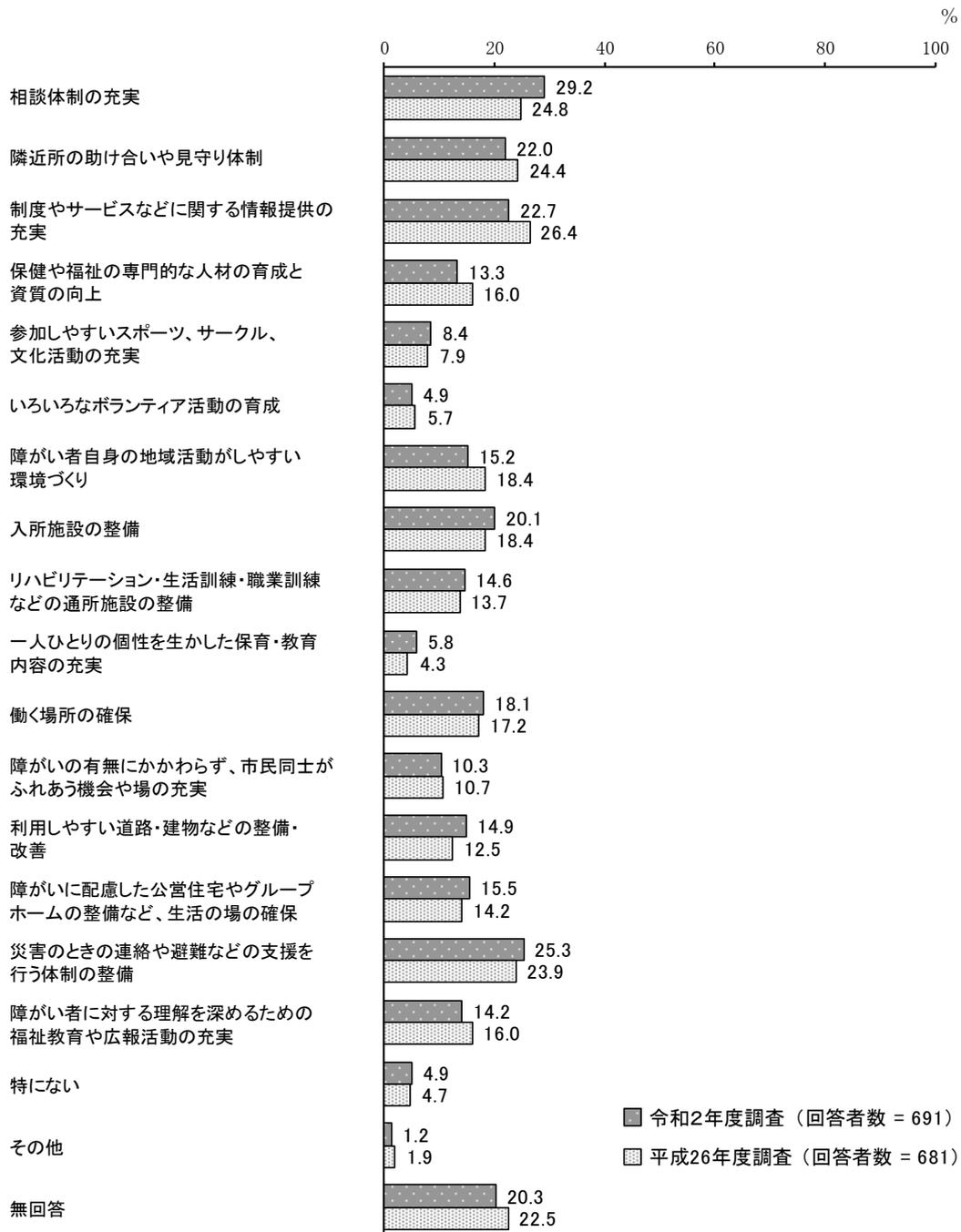
「利用しやすい施設への改善」の割合が33.1%と最も高く、次いで「参加しやすい機会の充実」の割合が29.2%、「移動しやすい交通機関や道路への改善」の割合が24.5%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「利用しやすい施設への改善」の割合が増加しています。



② 障がい者（児）にとって暮らしよいまちづくりのために必要なこと

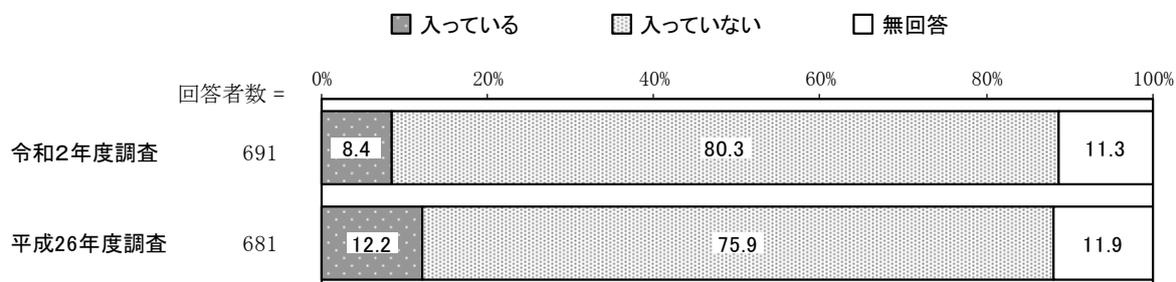
「相談体制の充実」の割合が29.2%と最も高く、次いで「災害のときの連絡や避難などの支援を行う体制の整備」の割合が25.3%、「制度やサービスなどに関する情報提供の充実」の割合が22.7%となっています。



(10) 障がい者の団体について

① 同じ障がいを持つ人や家族の団体への加入状況

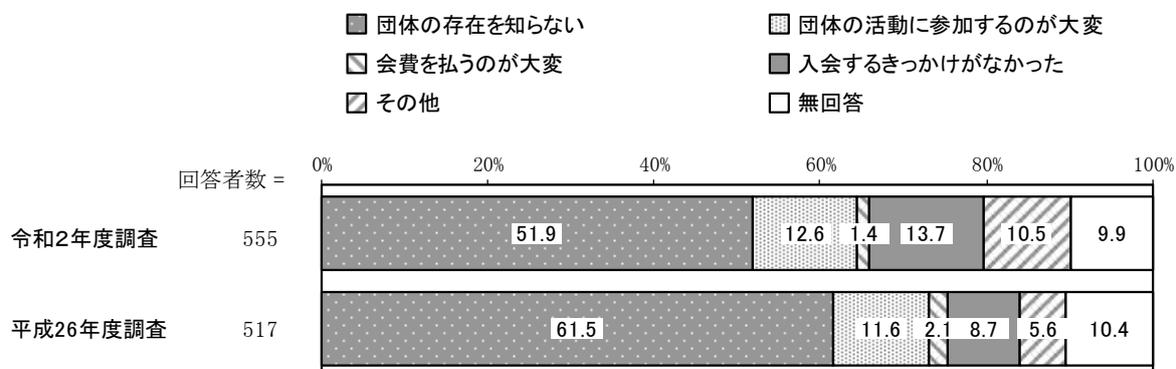
「入っている」の割合が8.4%、「入っていない」の割合が80.3%となっています。



② 団体に入っていない理由

「団体の存在を知らない」の割合が51.9%と最も高く、次いで「入会するきっかけがなかった」の割合が13.7%、「団体の活動に参加するのが大変」の割合が12.6%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「団体の存在を知らない」の割合が減少し、「入会するきっかけがなかった」の割合が増加しています。



3 障がい福祉計画等の成果指標の評価

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の達成状況については次のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------|-----|--------------------|
| 平成28年度末時点施設入所者数 | 83人 | 平成28年度末の施設入所者数（実績） |

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|------------------------|-----------------|---|
| 令和2年度末 地域移行数 目標値 | 2人 移行率：2.4% | 入所者の高齢化・重度化が進んでいることなどの状況を踏まえ、市独自で2人を地域移行の目標値として設定 |
| 令和2年度末 入所者数 目標値 | 83人 削減率：0.0% | 本市の状況を踏まえ市独自で平成28年度末と同数の入所者数を目標値として設定 |

| 入所者等実績 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込） |
|------------------|--------|-------|-----------|
| 施設入所者の地域生活への移行者数 | 0人 | 0人 | 3人 |
| 施設入所者数 | 82人 | 81人 | 81人 |

成果目標の達成状況

令和2年度末の入所者数（見込み）は81人となっており、目標を達成する見込みです。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|------------|-----|---|
| 第5期における目標値 | 1箇所 | 令和2年度末までに敦賀市地域自立支援協議会在宅者地域支援部会を活用した協議の場を設置 国目標：令和2年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。 |

| 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 実績・見込値 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込） |
|------------------------------------|--------|-------|-----------|
| | 0箇所 | 0箇所 | 1箇所 |

成果目標の達成状況

敦賀市地域自立支援協議会在宅者地域支援部会を活用した協議の場の設置ができています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|------------|-----|--|
| 第5期における目標値 | 1箇所 | 令和2年度末までに整備する場数 国目標：市町村又は障がい福祉圏域で令和2年度末までに少なくとも1箇所整備する。 |

| 地域生活支援拠点等の整備 実績・見込値 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込） |
|------------------------|--------|-------|-----------|
| | 0箇所 | 0箇所 | 1箇所 |

成果目標の達成状況

令和2年度末までに、地域生活支援拠点等の整備に取り組み、1箇所設置しました。令和3年度から運営を開始します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等から一般就労へ移行した利用者数

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|----------------------------|----|---------------------------------------|
| 平成28年度 一般就労移行数者数 | 7人 | 平成28年度末において就労移行支援事業所等から一般就労へ移行した利用者数 |
| 令和2年度末 一般就労移行数者数 目標値 | 7人 | 本市の状況を踏まえ市独自で平成28年度末と同数の利用者数を目標値として設定 |

| 一般就労移行数者数 実績・見込値 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込） |
|---------------------|--------|-------|-----------|
| | 5人 | 8人 | 3人 |

成果目標の達成状況

令和2年度末の移行者数（見込み）は3人で、目標には4人足りない状況です。

② 就労移行支援事業の利用者数

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------------------------|---------------|--|
| 平成 28 年度 就労移行支援事業利用者数 | 22 人 | 平成 28 年度末時点において 就労移行支援事業を利用した者の数 |
| 令和 2 年度末 就労移行支援事業利用者数 目 標 値 | 22 人 1.0 倍 | 本市の状況を踏まえ市独自で平成 28 年度末と同数の利用者数を目標値とし て設定 |

| 就労移行支援事業利用者数 実績・見込値 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度（見込） |
|------------------------|----------|-------|-------------|
| | 14 人 | 9 人 | 8 人 |

成果目標の達成状況

令和2年度末の就労移行支援事業利用者数は8人となり、市内の就労移行支援事業所の数が減ったため、目標には14人足りない状況です。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--|-----------|--|
| 平成 28 年度末 の就労移行支援事業所の数 | 0 箇所 | 平成 28 年度末における就労移行率が 3 割以上となった事業所 |
| 令和 2 年度末 就労移行率が 3 割以上となる 就労移行支援事業所の割合 目 標 値 | 30% 以上 | 平成 29 年度の見込みは 1 事業所であ るといふ本市の状況を踏まえ、市独自で 目標値を 3 割以上と設定 |

| 就労移行率が 3 割以上と なる就労移行支援事業所の 割合 実績・見込値 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度（見込） |
|---|----------|-------|-------------|
| | 33% | 50% | 100% |

成果目標の達成状況

平成30年度以降、目標達成されているものの、年々就労移行支援事業所数が減少しています。

④ 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--|-----------|---|
| 令和2年度末 就労定着支援事業による 支援を開始した時点から 1年後の職場定着率 目 標 値 | 80% 以上 | 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率 国目標：就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。 |

| 就労移行支援事業利用者数 実績・見込値 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込） |
|------------------------|--------|-------|-----------|
| | 100% | 100% | 100% |

成果目標の達成状況

令和2年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率が8割以上の事業者は100%となっています。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---------------------------------|-----|---|
| 令和2年度末 児童発達支援センターの設置数 目標値 | 1箇所 | 平成25年度に開設した敦賀市立子ども発達支援センターを中心に、本市における障がい児療育体制を維持 国目標：令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。 |

| 児童発達支援センターの設置数 実績・見込値 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込） |
|--------------------------|--------|-------|-----------|
| | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |

成果目標の達成状況

敦賀市立子ども発達支援センターにおいて、本市における障がい児療育体制を維持できており、目標が達成できています。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|------------------------------------|-----|--|
| 令和2年度末 本市における障がい児療育体制の構築 目標値 | 1箇所 | 敦賀市地域自立支援協議会療育部会で保育所等訪問支援の現状やニーズについて把握し、継続して利用できる体制を構築 国目標：令和2年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 |

| 保育所等訪問支援提供事業所数 実績・見込値 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込） |
|--------------------------|--------|-------|-----------|
| | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |

成果目標の達成状況

敦賀市地域自立支援協議会療育部会で保育所等訪問支援の現状やニーズについて把握し、継続して利用できる体制を構築できています。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---|-----|---|
| 令和2年度末 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 目標値 | 1箇所 | 既に1事業所が、主に重症心身障がい児を支援する指定事業所として児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施しており、継続して利用できる体制を構築 国目標：主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。 |

| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業 設置数 実績・見込値 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込） |
|---|--------|-------|-----------|
| | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |

成果目標の達成状況

市内の1事業所で継続して、主に重症心身障がい児を支援する指定事業所として児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施できています。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---|-----|--|
| 令和2年度末 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 目標値 | 1箇所 | 敦賀市地域自立支援協議会療育部会を活用した協議の場の設置 国目標：平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 |

| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数 実績・見込値 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込） |
|-------------------------------------|--------|-------|-----------|
| | 0箇所 | 0箇所 | 1箇所 |

成果目標の達成状況

敦賀市地域自立支援協議会療育部会を活用した協議の場を設置できています。

1 基本理念

ぬくもりをつなぎ 共に生きる つるが

本計画では、これまでの敦賀市障がい者基本計画の理念を踏襲し、市民と行政が共に障がい者に対する取組みを推進していくための基本理念（前提とする考え方）を、「ぬくもりをつなぎ 共に生きる つるが」とします。

まちづくりの指針である第7次敦賀市総合計画では、健康福祉分野の戦略である「世代をつなぎ暮らしやすい環境づくり」を目標に、そのなかで、高齢者や障がい者が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができる「地域共生社会」の推進を目指しています。また、地域福祉の基本的な方向性を示す第4期敦賀市地域福祉計画では、「地域福祉の土台づくり」、「地域全体で支えあう仕組みづくり」、「安心・安全に暮らせるまちづくり」の3つの基本目標に基づき、各施策の展開を示しています。

本計画は、これらの計画に基づき、障がい者に関する専門的・個別的な領域を担うものです。

基本理念の実現に向けて、障がいのあるなしに関わらず、すべての住民が個性を活かし、支援の受け手や支え手という関係性を越えた「自助」・「共助」による地域での支え合い・助け合い、その取組みを支援する「公助」が協働して、共に支え合いながら自立した生活ができる「地域共生社会」の実現を目指すまちづくりを積極的に推進します。

2 基本方向

(1) 啓発・広報の推進

国においては、障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）において、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」という理念が掲げられています。

その理念を踏まえ、年齢や障がいの有無等に関わらず、互いに理解と信頼を深め、共に助け合いながら暮らしていく地域共生社会の実現を目指し、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に努め、差別の解消と相互理解を促進します。また、障がい者団体、ボランティア、NPO等との連携を図り、障がいのある人がいきいきと生活できる環境づくりを推進します。

また、地域において共に暮らす障がいのある人とない人との互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人と実際にふれ合い、理解を深めることで、地域で支え合う市民意識の醸成に努めます。

さらに、日常生活や就労の場等のさまざまな機会や状況において、障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がい特性への配慮が行き届き、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるよう、ハード面でのバリアフリーだけでなく、ソフト面でのバリアフリーを推進します。

(2) 相談・生活支援・権利擁護

障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう関係機関との連携を図り、相談や支援を行い、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進するとともに、発達障がいのある子どもの支援ニーズの高まりに対応できるよう、関係機関と連携し、適切な対応を図ります。さらに、地域に出向いて相談支援に臨む、アウトリーチによる早期の問題発見とその解決に取り組むとともに、相談支援事業を効果的に運営するための地域自立支援協議会相談支援部会を設置するなど、相談支援体制の強化を図ります。

また、在宅での生活を支える障がい福祉サービス等のニーズに即した提供体制を整備するため、地域での生活拠点となるグループホーム等の社会資源の充実や住まいの場を確保するための支援と福祉人材の育成により、地域生活を支えるサービスや支え合い活動などを推進します。

知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい状態にある人が、地域社会に参画しながらその人らしい生活を継続できるよう、本人にとって最適な権利擁護支援や成年後見制度の利用を促進するとともに、さまざまなコミュニケーション手段を確保することは、障がいのある人が自らの意思を主張し、地域で安心して暮らすためには不可欠です。障がいの有無に関わらず、意思疎通における不都合が生じない、地域等におけるコミュニケーションの支援体制を充実させる方策について検討します。さらに、障がい者の虐待防止にも取り組み、虐待の早期発見、早期対応ができる体制を明確にしていきます。

(3) 保健・医療

障がいのある人が地域で安心した生活を続けるためには、身近な地域において、迅速かつ適切な保健・医療サービスを受けられることが重要です。

専門医療機関により、精神障がい者への医療の提供、支援を推進するとともに、社会的入院を解消するため、地域で生活できるような環境整備に努めていきます。

その他様々な疾患についても予防への取組みや健康相談・健（検）診による早期発見・早期治療を図ることで、後遺症としての障がいの発生の防止に取り組むとともに、発達障がいの早期発見に努め、相談機関、医療機関等と連携し早期療育を行い、適切なサービスや支援を切れ目なく受けることにより、安心して暮らせるまちを目指します。

また、日々の生活を営むために日常的な医療的ケアや医療行為、医療機器を必要とする医療的ケア児等が、地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、関係機関との連携体制の整備に努めます。

(4) 育成・教育

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努め、関係機関等と連携・協働し、相談支援体制を整備し、個別ニーズに応じた自立への支援、また、障がい児通所サービスや障がい福祉サービス等の安定的な利用に向けた支援の体制を構築していきます。

また、障がいのある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善への取組みを、敦賀市や教育委員会が特別支援学校・地域の学校・幼稚園・保育園と連携を図り推進するとともに、障がいの有無に関わらず、共に学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進し、障がいのある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。

障がいのある子どもへの療育・保育・教育の実施にあたっては、医療・保健・教育・福祉分野の関係者からなる地域自立支援協議会療育部会等において、市内の療育体制の充実と連携強化、地域の課題などについて随時協議・検討することで、各関係機関との情報共有・連携体制の一層の強化につとめ、個別のニーズに対応し、ライフステージを通じた切れ目のない支援を、連携して行える体制の整備を図ります。

(5) 就業・社会参加

地域の中で働くことは障がいの有無に関わらず社会参加し、自立した生活を送り、自己を実現していく上で重要な要素であり、努力により自己を向上させる生きがいとなります。働く意欲のある障がい者が、本人の特性を十分に発揮することができるよう、総合的な支援が必要です。

市においては、障がい者雇用の促進として就労に関する相談支援や事業所における雇用の促進に取り組んでいます。今後も障がいのある人の自立と社会参加を推進するため、障がいのある人への就労支援を推進するとともに、就労移行支援事業等の利用や雇用奨励金の給付、就労後の定着支援など、一般就労に向けた支援を推進します。

また、就労支援関係機関等と連携し、地域における障がい者の雇用促進や就労支援に向けた取組みを進めていきます。さらに、働きたいという障がい者が、可能な限り就労を継続できるよう支援するとともに、特性に応じて能力を最大限発揮できるよう、福祉的就労及び農福連携を推進します。

障がい者の文化芸術活動・スポーツ活動は、社会参加の促進とともに、本人の生活の質の向上を図り、潤いのある生活を送るために重要であることから、障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

(6) 生活環境・生活安全

障がい者が地域社会において安全・安心して生活できるよう、日常生活における安全としてのバリアフリー・ユニバーサルデザインや交通安全とともに、防災・防犯対策等の非常時における体制の整備が必要です。

すべての人にやさしいまちづくりを念頭にして、公営住宅や公共公益施設のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者が気軽にまちへ出かけられるよう、利用しやすい公共交通などの整備に努めます。

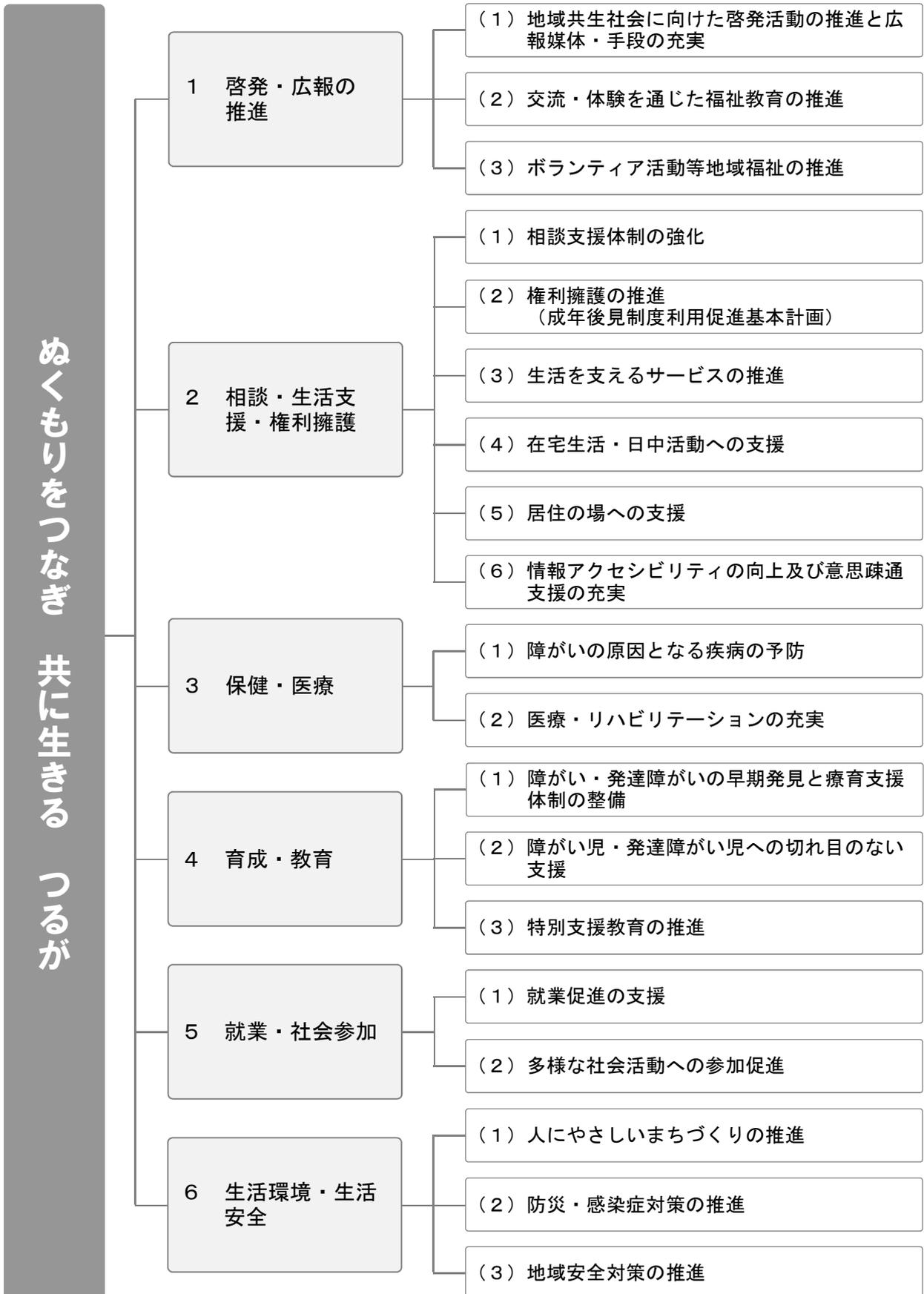
また、地域で暮らすすべての人が安心して生活できるよう、関係機関や地域団体が連携し、地域におけるネットワークを構築することで地域の生活課題に対する問題意識を共有し、誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。さらに、近年頻発している自然災害については、災害時の障がい者の安全確保対策に関する知識の普及を図るとともに、災害時の障がい者の安全確保や一時的なケアのために設置する福祉避難所についても、災害時に地域の避難所に避難した際に不安を感じている障がい者の不安を解消するために、その周知及び充実に努め、障がい者が安心して避難できる体制を整備します。

3 施策体系

[基本理念]

[基本方向]

[施策]



4 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本方針

本計画では障がい者基本計画との調和を図りながら、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

「障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重」

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が自ら居住場所や受ける障がい福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境整備を進めます。

「地域生活移行や就労支援等の課題への対応」

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

「地域共生社会の実現に向けた取組みへの対応」

法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めます。

「地域の実情に応じた障がい福祉サービス等の対応」

障がい等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を充実するとともに、障がいのある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

「障がい児の健やかな育成のための発達支援」

障がい児支援を行うにあたって、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

「障がい福祉人材の確保」

障がい者の重度化・高齢化が進む中、安定的な障がい福祉サービスや障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とそれに併せてそれを担う人材を確保するために専門性を高めるための研修の実施や他職種間の連携等の体制づくりを進めます。

「障がいのある人の社会参加の支援」

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が多様なスポーツ、読書等の文化活動を楽しむことができる環境整備を進めます。

1 啓発・広報の推進

(1) 地域共生社会に向けた啓発活動の推進と広報媒体・手段の充実

現状と課題

本市では、障がいの有無に関わらず、地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい者への偏った見方の解消へ向け、啓発・広報活動に引き続き取り組んできました。

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、障がいによる差別を感じることの有無では、「特にない」の割合が49.9%と最も高く、次いで「わからない」の割合が21.0%、「ある」の割合が12.4%となっています。差別を感じた場所は、「外出先」の割合が38.4%と最も高く、次いで「学校・仕事場」の割合が33.7%、「住んでいる地域」の割合が27.9%となっています。

障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする地域共生社会の実現に向けて、市民の障がいへの理解を深め、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが重要です。

施策展開の方向

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくるため、すべての市民に対して、障がい及び障がい者に対する理解を深めるための情報や福祉サービス等について啓発・広報するとともに、市内の障がい者関係施設・相談機関・雇用関係者等との連携を深めます。

また、当事者同士のつながりを持ち、地域での自立生活の情報交換を行うことで、障がい者自身の自立意識を高めます。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-----------------------|---|------------|
| 啓発活動 | 年12回発行の広報つるがや市ホームページへの掲載等により実施します。障害者週間に合わせて、障がい者に対する偏見や差別をなくし、理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションの理念に関する普及啓発を促進します。 | 地域福祉課 |
| 差別の解消及び権利擁護のための研修の実施 | 障がいを理由とする差別に関する相談等に対応する市が委託した障がい者相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の職員等を対象に、障がい者差別に関する基礎的な研修を実施するとともに、障がい者の権利の擁護に関する理解を深めるための研修を実施します。 | 地域福祉課 |
| 合理的配慮の推進 | 障害者差別解消法に基づき、市民や民間事業者等に対し、差別解消に関する啓発や合理的配慮の好事例の紹介等を行う等、地域における身近な差別の解消や合理的配慮の提供に関する取組みをより一層推進します。 | 地域福祉課 |
| 案内パンフレット等の作製・配布 | 「あいあい」「パラレル」「こだま」「はあとぽーと」等の障がい者関係機関の案内パンフレットや障がい者福祉の手引きを作製し、周知を図ります。 | 地域福祉課 |
| 福祉関係図書・ビデオソフト等による啓発活動 | 福祉関係の図書・ビデオソフト・DVDソフト等の無料貸出による啓発活動を行います。 | 敦賀市社会福祉協議会 |

(2) 交流・体験を通じた福祉教育の推進

現状と課題

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、障がい者（児）が地域や社会に積極的に参加しやすくするために大切だと考えることでは、「利用しやすい施設への改善」の割合が33.1%と最も高く、次いで「参加しやすい機会の充実」の割合が29.2%、「移動しやすい交通機関や道路への改善」の割合が24.5%となっています。

地域の中で、どのようなことが差別にあたるのか、その解消のためにどのような対応をしていくことができるのか等について検討を重ね、幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

施策展開の方向

障がいのある人とない人が地域で共に暮らす中で、互いを正しく、深く理解するための福祉教育活動に取り組むほか、生涯にわたり福祉や障がいについて学ぶことができる場の充実に努めます。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|------------------|--|------------|
| 福祉教育推進校事業 | 児童福祉対策事業の一環として、福祉教育推進校事業を推進し、市内全小中学校を福祉教育推進校に指定します。 | 敦賀市社会福祉協議会 |
| 各小中学校での福祉教育・福祉活動 | 各小中学校で人権意識や福祉意識を高めるため、市社会福祉協議会の指導・援助等により、道徳の時間をはじめ学校教育全体において福祉の心を学び、ボランティア活動を実践しています。保護者には福祉に対する理解と認識を深めるための働きかけを行います。 | 学校教育課 |
| ボランティア出前講座 | 小・中学校等において、障がい者による講話、ボランティアの指導による音訳体験、点訳体験、手話体験などを実施します。 | 敦賀市社会福祉協議会 |
| 各種団体と児童生徒の交流活動 | 地域の各種団体等との活動（交流）を継続的に行います。 | 学校教育課 |

(3) ボランティア活動等地域福祉の推進

現状と課題

地域のボランティア等の活動については、参加したい意欲のある人には、具体的な相談に応じ、きめ細かく活動内容を紹介する等、ボランティア活動の促進を図るための仕組みが求められます。

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、障がいを持つ人や家族の団体に入っているかについては、「入っている」の割合が8.4%、「入っていない」の割合が80.3%となっています。入っていない理由では、「団体の存在を知らない」の割合が51.9%と最も高く、次いで「入会するきっかけがなかった」の割合が13.7%、「団体の活動に参加するのが大変」の割合が12.6%となっています。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援が必要です。

施策展開の方向

ボランティア活動を充実し、すべての人が交流できる機会や場を拡充するとともに、障がいのある人が地域のさまざまな場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

また、市社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成研修や障がい者とボランティアとの橋わたし役となるボランティアコーディネーター等の専門的知識をもった人材育成に努めます。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|--------------------|---|------------|
| ボランティアセンター運営事業 | ボランティア活動啓発推進事業、ボランティア養成研修事業、ボランティア活動推進事業、福祉ボランティアグループ活動推進事業、ボランティア活動相談、登録、斡旋、調整、活動基盤づくり事業を実施します。 | 敦賀市社会福祉協議会 |
| ボランティアコーディネーター等を配置 | ボランティアコーディネーター等が障がい者や市民等からのボランティア活動に関する相談などに対応します。 | 敦賀市社会福祉協議会 |
| 各種ボランティア養成研修事業 | 布おもちゃ作りボランティア講座、子育てサポートボランティア講座、調理ボランティア講座、「聴き上手」ボランティア講座、音訳ボランティア初級講座、音訳ボランティア研修会、点訳ボランティア初級講座、点訳ボランティア研修会、知的障がい者等支援ボランティア講座等を開催します。 | 敦賀市社会福祉協議会 |

2 相談・生活支援・権利擁護

(1) 相談支援体制の強化

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとすると、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、障がい者（児）にとって暮らしよいまちづくりのために必要だと考えることは、「相談体制の充実」の割合が29.2%と最も高く、次いで「災害のときの連絡や避難などの支援を行う体制の整備」の割合が25.3%、「制度やサービスなどに関する情報提供の充実」の割合が22.7%となっています。心配ごとや悩みの相談先は、「家族・親戚」の割合が75.3%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が17.4%、「医師・看護師など医療機関の職員」の割合が14.3%となっています。

個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

施策展開の方向

障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくため、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、また、障がいのある人の意思決定支援を踏まえ、障がい者が自ら主体的に福祉サービス等を選択できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

また、敦賀市地域自立支援協議会及び各専門部会開催による地域課題の共有と検討を進め、連携強化を図るほか、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築により障がいの種別や程度、ニーズに応じた支援を行います。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-------------------|--|------------|
| 障がい者相談支援事業 | 敦賀市社会福祉協議会（主に身体障がい）、敦賀市社会福祉事業団（主に知的障がい）、二州青松の郷（主に精神障がい）に委託し、障がい児者やその家族に対し、日常生活等に関する相談や必要な情報の提供を行います。敦賀市身体障害者相談支援センター「あいあい」、敦賀市障害者地域生活支援センター「こだま」、地域活動支援センター「はあとぼーとさくらヶ丘」、敦賀市立子ども発達支援センター「パラレル」が連携し、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行うなどの相談支援を行います。障がいのある人への訪問支援（アウトリーチ）を実施することにより、障がいある人の問題の早期発見、早期対応につなげていきます。 | 地域福祉課 |
| 発達障がいへの相談支援 | 発達障がい及びその疑いがある子どもに対し、発達相談や専門的な相談など必要な支援を行います。 | スクラム 福井 |
| 計画相談支援・障害児相談支援の推進 | 指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者の指定及び拡充を図ります。サービス利用計画等の作成、ケアマネジメントの体制づくりを支援します。 | 地域福祉課 |
| 基幹障害者相談支援センターの設置 | 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施します。地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や地域の相談支援事業者の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化を行います。障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発や地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネーター等の地域移行・地域定着促進のため取組みを進めます。成年後見制度利用支援事業や障がい者等に対する虐待防止の取組みを行います。上記機能を有する基幹障害者相談支援センターの設置を図ります。 | 地域福祉課 |
| 重層的支援体制の整備 | 既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。 | 地域福祉課 |

(2) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

現状と課題

障がいのある人の権利を擁護するため、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法」等さまざまな法律が整備されています。

意思決定が困難な知的障がい者や精神障がい者等に対しては、本人の意思をできる限り尊重しながら、安心・安全な暮らしができるよう、各種制度の周知と利用の促進を図ることが必要です。

また、権利擁護に関する相談では、障がい者の高齢化、親亡き後を踏まえた問題や成年後見に関する相談が増加することが予想されます。そのため、障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。

さらに、成年後見制度等の権利擁護に関わる制度の周知等利用促進に向けた取組みを図ることが必要です。本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限活かして生活を送ることができるよう支援することが重要です。

施策展開の方向

障害者虐待防止法を踏まえ、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応や再発防止に向けた取組みを積極的に進めるほか、敦賀市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待防止対策を推進します。

また、だれもが地域で安心して暮らしていくためには、一人ひとりの人権を尊重し、権利を擁護する必要があります。障がいのある人の権利が侵されないよう、権利擁護に関する相談等への対応や成年後見制度を適切に利用できるような支援を行います。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-------------------------|--|----------------|
| 成年後見制度利用支援事業の実施 | 申立人のいない障がい者に対し、市長申し立て等の支援をします。 | 地域福祉課 |
| 中核機関の設置 | 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、取組みの進捗管理・コーディネート等を担う中核機関を設置します。 | 地域福祉課 長寿健康課 |
| 成年後見制度の周知・啓発 | 成年後見制度の利用の促進を図るため、制度の周知啓発を図ります。 | 地域福祉課 長寿健康課 |
| 地域自立支援協議会権利擁護・虐待防止部会の運営 | 権利擁護・虐待防止部会の開催により、地域課題等を共有します。専門機関を招いての勉強会を開催します。障がい者権利擁護セミナーを開催します。 | 地域福祉課 |
| 権利擁護に関する相談 | 市が委託した障がい者相談支援事業所において、権利擁護に関する相談等に対応します。 | 地域福祉課 |
| 虐待防止対策の推進 | 敦賀市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待防止対策を推進します。 | 地域福祉課 |

(3) 生活を支えるサービスの推進

現状と課題

本市では、障がい者の日々の生活支援として、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業やその他の各種生活支援サービスの充実、障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、障がい者一人ひとりの生活の質(QOL)の向上を図ってきました。

福祉サービスに対する利用者の増加やニーズの多様化が見られる中、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。

① 障がい福祉サービスの推進

施策展開の方向

障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、障害者総合支援法に基づく日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療養を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。また、地域自立支援協議会において地域課題の共有と検討を重ねるほか、民間事業者や関係機関等と連携し、障がい福祉分野に関わる人材確保を図ります。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|------------------|--|-------|
| 自立支援給付等事業 | 障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスを実施します。受給者証の交付及び支給決定などの作業を円滑に行います。公平な給付認定を実現する観点から障害支援区分の認定等を行うため、障害者自立支援給付審査会を設置し、円滑に運営します。 | 地域福祉課 |
| 地域生活支援事業 | 障がい児者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法に基づき、地域の特性に応じ各種事業を実施します。 | 地域福祉課 |
| 地域自立支援協議会運営会議の運営 | 敦賀市地域自立支援協議会及び各専門部会開催により地域課題の共有と検討を重ねるとともに支援ネットワーク連携強化を図ります。 | 地域福祉課 |

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|---------------------------------|---|------------|
| 地域生活支援拠点等の機能の充実 | 障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応等）を担う地域生活支援拠点等機能の充実を図ります。 | 地域福祉課 |
| 障がい福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援 | 障がい福祉分野に関わる人材確保を図るため、福井県自立支援協議会人材育成部会と連携し、障がい福祉の魅力を発信します。 | 地域福祉課 |
| 敦賀市高齢者・障害者日常生活自立支援センター（しあわせねっと） | 福祉サービス利用手続きの援助や福祉サービス利用料金の支払いの代行等を行います。 | 敦賀市社会福祉協議会 |

② その他の福祉サービスの推進

施策展開の方向

障がい福祉サービス以外で実施している各種サービス等について一部助成を行い、障がい者の経済的負担の軽減を図ります。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|---------------------|---|-------|
| 障がい者福祉バス運行事業 | 障がい者又はその家族で組織する団体などの育成と活動を支援し、自立、共生及び社会参加の促進と福祉の向上を図るために必要なバス料金に対して助成を行います。 | 地域福祉課 |
| 重度身体障がい者等タクシー利用助成事業 | 身体障害者1級及び下肢・体幹・視力の1種2級、療育手帳A1の各種手帳所持者が、タクシー及びリフトタクシーを利用した場合の基本料金を助成します。 | 地域福祉課 |
| 寝具洗濯サービス事業 | 在宅の重度身体障がい者等の清潔な生活を保持し、介護者の負担の軽減を図るため、寝具を洗濯します。 | 地域福祉課 |
| 屋根雪おろし支援事業 | 積雪による住居の倒壊又は損傷を防止し、安心かつ安全な生活を確保するため、屋根雪下ろしにかかる費用の一部を支援します。 | 地域福祉課 |
| 訪問理美容サービス助成事業 | 在宅で生活している外出が困難な重度障がい者等を対象に、自宅で理美容師の訪問による理美容サービスを受ける際の出張費を助成します。 | 地域福祉課 |

(4) 在宅生活・日中活動への支援

現状と課題

障がい者の社会生活の安定のための年金制度、各種手当（特別障害者手当・障害児福祉手当・重症心身障害児者等福祉手当等）、制度等の周知を広く図る必要があります。

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「十分な収入が得られない」の割合が12.2%となっています。

各種制度やサービスの充実を図るにあたり、市民の理解と協力が得られるように、市民に対する周知啓発を一層推進していく必要があります。

また、子ども発達支援センターにおける事業は継続して実施できているものの、どの事業も定員をほぼ満たしており、新規での利用に1年程度待機しなければならない現状が続いています。また、日中一時支援事業も放課後等デイサービスの待機としての事業となっており、日中一時支援事業本来のサービス提供が困難になっています。

① 生活基盤の安定

施策展開の方向

障がい者に対する各種手当や年金等については、「広報つるが」や「障がい者福祉の手引」等を活用して周知を図るとともに、窓口での適切な対応に努めます。また、国が指定した指定難病に罹患した者に対する経済的支援を行います。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|---------------|---|-------|
| 重症心身障害児者等福祉手当 | 重症心身障がい児者の介護者に対し、福祉手当を支給します。 | 地域福祉課 |
| 心身障害者医療費助成事業 | 障がい者の保健の向上に寄与し、障がい者の福祉を増進するため、障がい者に係る医療費を支給します。 | 地域福祉課 |
| 特定疾患特別見舞金 | 原因が不明で治療方法が確立していない、国が指定した指定難病にり患した者の福祉増進を図る為、毎年度内1回見舞金を支給します。 | 地域福祉課 |

② 在宅生活・日中活動への支援

施策展開の方向

敦賀市立子ども発達支援センター「パラレル」を地域の療育の拠点とするとともに、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、日中一時支援事業を実施し、利用者の増加に対応します。

また、新規参入の障がい児通所支援事業者に対し、障がい特性に応じて適切に対応できるよう、また、多様化するニーズに対応できるように、研修等を継続して受講するように指導し、サービス提供体制の充実を図ります。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|----------------|---|-------|
| 子ども発達支援センターの運営 | 地域の療育の拠点として児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、日中一時支援事業を引き続き実施し、利用者の増加やニーズへの対応に取り組めます。 | 地域福祉課 |
| 障がい児通所支援事業者の支援 | 障がい児通所支援事業の新規参入事業者を支援します。 | 地域福祉課 |

(5) 居住の場への支援

現状と課題

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、将来、地域で生活したいかについて、「今のまま生活したい」の割合が74.3%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」の割合が14.3%となっています。地域で生活するために、あるとよい支援は、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」の割合が40.0%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」の割合が37.1%、「障がい者に適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が22.9%となっています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが大切です。

障がいのある人の居住の場として挙げられるグループホームについては、今後の利用希望者数等、市内の動向を把握しながら、整備を行う必要があります。障がいのある人が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを引き続き進めていかなければなりません。

施策展開の方向

住み慣れた家庭や地域で障がいのある人が暮らせるよう、入所や入院からの地域生活への移行やグループホームの確保、グループホーム利用者の家賃の一部補助など地域における生活基盤の整備に引き続き取り組みます。

また、施設入所者の高齢化や重度重複障がい者に対応できるように、地域自立支援協議会等と連携して、居住の場のあり方について長期的な視点で協議するとともに、ニーズを的確にとらえながら、住居の場の確保や支援に努めます。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-------------------|---|-------|
| グループホーム整備への支援 | 地域移行と地域定着の支援をはじめ、地域で暮らす障がい者の居住の場として、グループホームの整備を支援します。 | 地域福祉課 |
| グループホーム利用者の家賃一部補助 | グループホーム利用者の家賃の一部補助を行います。 | 地域福祉課 |
| 居住の場のあり方について検討 | 地域自立支援協議会等と連携して、長期的な視点で居住の場のあり方等を検討・協議します。 | 地域福祉課 |

(6) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

現状と課題

近年、情報通信技術の進展により、障がいのある人の情報収集の方法やコミュニケーション手段は多様化しており、障がい特性や必要性に応じた情報コミュニケーション支援に努めていく必要があります。

視覚・聴覚障がいのみならず、様々な特性や一人ひとりの状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが求められる中、近年では、情報通信技術の進展が障がい者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者や要約筆記者の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用を通じた支援の充実が期待されます。

施策展開の方向

年齢や障がいの有無等に関わらず、互いに理解と信頼を深め、共に助け合いながら暮らしていく地域共生社会の実現を目指し、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に努めます。

また、障がいのある人の多様なニーズに応じた、分かりやすい情報提供の充実と障がい特性を踏まえた適切な情報提供体制の強化に努め、情報バリアフリー化を推進します。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|----------------------------|--|------------|
| 手話通訳者等派遣 (意思疎通支援事業) | 市内に居住する聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がいのため意思疎通を図ることに支障のある障がい者に、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員の派遣を行います。 | 地域福祉課 |
| 手話通訳者等の設置 (意思疎通支援事業) | 手話通訳者等の設置により、社会生活における意思疎通の仲介等の支援を行います。 | 地域福祉課 |
| 手話奉仕員養成研修の開催 (意思疎通支援事業) | 身近な地域でより多く手話奉仕員が活動できるように、市手話通訳者の養成を目指した講習会の実施と手話奉仕員のスキルアップのための研修会を実施します。 | 地域福祉課 |
| 音訳・点訳ボランティア養成講座の開催 | ボランティアセンター運営事業の一環として、音訳ボランティア・点訳ボランティアの養成講座を開催します。 | 敦賀市社会福祉協議会 |
| 障がい者パソコン教室の開催 | 市内の在宅の身体障がい者等を対象に、社会生活訓練プログラムとしてパソコン教室、パソコン相談を実施します。 | 敦賀市社会福祉協議会 |

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-----------------------------------|---|------------|
| 敦賀市ホームページにおけるアクセシビリティへの配慮 | 専門知識を持たない職員でもアクセシビリティに配慮したページを作成できるシステムを導入し、アクセシビリティに配慮したページの作成促進に努めます。また、年2回職員向け研修を行うことによって、職員のアクセシビリティにおける知識の向上を図ります。 | 情報管理課 |
| 広報つるが発行事業 | 毎月1回、全世帯等へ配布している広報つるがの情報を発行前に音訳ボランティアへ情報提供を行っており、引き続き視覚障がい者のための情報提供を行います。 | 秘書広報課 |
| 録音図書テープの貸し出し | 視覚障がい者等を対象として、小説などの録音図書テープを無料で貸し出します。 | 敦賀市社会福祉協議会 |
| 手話言語条例の推進 | 手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及することにより、手話による意思疎通の権利を尊重し、ろう者とろう者以外の者が共生できる社会の実現を目指します。 | 地域福祉課 |
| 障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例の推進 | 障がいのある人が、その障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を築くことにより、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく理解しあい、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にする共生のまちづくりを推進します。 | 地域福祉課 |

3 保健・医療

(1) 障がいの原因となる疾病の予防

現状と課題

現代社会ではライフスタイルの多様化により、家庭、学校、職場などでのストレスが増大し、心の問題を抱えている人が増えています。

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、現在の生活で困っていることや不安に思っていることは、「自分の健康や体力に自信がない」の割合が34.0%と最も高く、次いで「特に困っていることや不安なことはない」の割合が24.9%、「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」の割合が22.9%となっています。

精神障がい者の急増に対し早期発見・早期対応を図るとともに、急性期を過ぎても社会的入院が長期化している現状から、国の方針に基づき地域移行・地域定着を推進し、地域で当たり前で暮らすことができるような体制づくりが求められています。

また、重症心身障がい児・者の入院、入所等で必要となる医療的ニーズをはじめ、様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取組みを推進していくことが重要です。

施策展開の方向

生活習慣病の重症化に伴い発症する脳血管疾患や心疾患、人工透析など後天性障がいを予防するため、保健指導や相談の充実を図ります。

また、自殺対策基本法に基づき、「生きることの包括的な支援」として位置づけられた自殺対策等、こころの健康に関する様々な問題の解決を図ります。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-------------------|--|------------|
| 精神保健福祉ボランティア講座の開催 | 精神保健福祉ボランティア講座を開催します。 | 敦賀市社会福祉協議会 |
| 特定保健指導・相談指導 | 健康診査結果で生活習慣改善が必要な方に対し、保健指導を行うほか、随時必要に応じて、電話や面接で健康に関する相談指導を行っており、引き続き重症化予防の対策として、特定保健指導該当者以外の保健指導対象者への支援を強化します。 | 健康推進課 |
| こころの相談事業 | 臨床心理士による「こころの相談日」を毎月定期的実施するほか、必要に応じて随時個別相談にも応じます。関係機関との連携体制を強化します。 | 健康推進課 |
| いのちとこころ支援計画の推進 | いのちとこころ支援計画に基づき、地域の実情を踏まえた自殺防止の取組みを推進します。 | 健康推進課 |

(2) 医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

本市では、障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・リハビリテーションの的確な提供に努めてきました。

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、外出の目的は、「買い物に行く」の割合が68.4%と最も高く、次いで「医療機関への受診」の割合が51.0%、「通勤・通学」の割合が25.3%となっています。また、現在受けている医療ケアは、「受けていない」の割合が46.2%と最も高く、次いで「服薬管理」の割合が22.9%となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点等の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

施策展開の方向

心身の障がいを軽減し、改善するための医療の給付を行います。

また、医療を要する障がい者に対し費用援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。

さらに、医療的なケアが必要な児童が、インクルーシブの考え方を踏まえ、個々の状況に応じて安全性を確保しながら充実した日常生活が送れるよう、関係機関と連携し、支援します。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-----------------|--|-------|
| 自立支援医療制度 | 心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。(更生医療、育成医療、精神通院医療) | 地域福祉課 |
| 療養介護(障がい福祉サービス) | 医療を要する常時介護が必要な障がい者が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、医療に係るものの費用を援助します。受給者証の交付及び支給決定などの作業を円滑に実施します。 | 地域福祉課 |
| 医療的ケア児の支援 | 医療的ケア児支援のための敦賀市地域自立支援協議会療育部会において、関係機関と協議します。コーディネーターを配置します。 | 地域福祉課 |

4 育成・教育

(1) 障がい・発達障がいの早期発見と療育支援体制の整備

現状と課題

障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見や未受診者の把握に努め、受診を促していくこと、障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。

障がいのある子どもが、成人後も社会の中で役割を持って、いきいきと生活をしていくことができるように、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制を整え、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等を工夫し改善を図っていくことが求められます。

施策展開の方向

身体障がいのある子ども、知的障がいのある子ども、発達障がいのある子どもにとって、障がいの早期発見と早期療育は重要です。健康診査等の機会を通じ、適切な支援や療育につなげます。

また、広報や情報提供により、相談や受診しやすい体制づくりを推進するほか、増加する障がい福祉サービスの利用希望者やニーズへの対応に取り組むとともに、関係課、関係機関との連携強化を図ります。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|---------------------|---|-----------|
| 疾病や障がいの早期発見、早期療育の推進 | 疾病や障がいの早期発見、早期療育のため、妊婦健診、乳幼児訪問、乳幼児健診等を実施します。また、保健・福祉・医療等の関係機関の連携を強化し、専門的な相談や適切な専門機関の紹介等を行います。 | 健康推進課 |
| 未熟児養育医療給付事業 | 養育のため入院を必要とする未熟児に対し医療を給付します。 | 健康推進課 |
| 子どもに関わる総合的な相談支援 | 子育て支援センターにおいて、乳幼児の健康相談や子育てに必要な情報を発信するなど、保護者の子育てへの不安を解消するため総合的な支援を実施します。 | 子育て支援センター |

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-----------------------|--|-------|
| 障がい児の保育・教育の推進 | 保育園や幼稚園へ、臨床心理士・保健師等が出向き、支援が必要な児童や親に対しての支援方法を共に検討していくとともに、親が子の成長発達の特徴に応じた関わりができるよう、遊びを通して共に学ぶ機会を提供します | 健康推進課 |
| 児童発達支援、放課後等デイサービス等の実施 | 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、日中一時支援事業を実施します。障がい児通所支援事業者の新規参入を支援するなど、増加する利用希望者やニーズへの対応に取り組みます。 | 地域福祉課 |

(2) 障がい児・発達障がい児への切れ目のない支援

現状と課題

障がいのある児童が、地域で安心して暮らし続けるためには、乳幼児期から就園・就学・就労までのライフステージに応じた切れ目のない支援が必要であり、子ども発達支援センターを中心に関係機関が連携して、発達や成長段階に応じた支援及び訪問相談等の専門的な相談体制の充実が求められます。

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、教育・保育に望むことは、「先生が理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」の割合が79.5%と最も高く、次いで「保育士や先生の就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」の割合が50.0%、「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい」の割合が34.1%となっています。

発達障がい児については、小学校高学年や中学校以降の体験が原因で、後々に自己否定感やうつ症状等の二次障がいにもつながっていくおそれがあるため、教育委員会が主体となって特別支援学校等との継続した連携が必要になっています。

子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

施策展開の方向

子どもたち一人ひとりの目標や実現に向けて、それぞれの個性やニーズを踏まえ、障がい児サービスや相談支援体制の充実に努めるとともに、子ども発達支援センターを地域での療育体制の拠点とし、支援が必要な子どもの育ちを継続して支援します。

また、障がいがあって支援が必要な児童については、障がい児相談支援として、障がい児支援利用計画の作成を行うほか、障がい児の入所支援は児童福祉法に基づく障がい児入所支援となることから、適切な入所が図られるよう支援します。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-------------------------------|--|---------|
| 子ども発達支援センターの機能充実 | 地域の療育の拠点として、子ども発達支援センターにおいて、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、日中一時支援事業を実施します。センターを中心に関係課、関係機関との連携強化を図ります。 | 地域福祉課 |
| 療育相談等の充実 | 子ども発達支援センターでの相談を行います。保育所等訪問支援で個別に保育園、幼稚園、学校を訪問します。保育園、学校、保護者等関係機関を対象に、継続的に講演会・研修会を開催します。 | 地域福祉課 |
| 障がい児サービス利用計画の作成 | 障がい児相談支援事業により、障がい児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。支援事業者の拡充を図ります。 | 地域福祉課 |
| 障がい児支援施設の入所措置【福井県】 | 児童福祉法に基づく障がい児支援施設の入所の措置を行います。 | 敦賀児童相談所 |
| ライフステージに応じた切れ目のない支援、支援者間の連携強化 | 子育てファイルふくいっ子を活用し、幼児期から成人までの継続した支援を充実するとともに、関係機関との連携の更なる強化を図り、各ライフステージにおける相談支援体制の充実や療育と教育の連携を図っていきます。 | 地域福祉課 |

(3) 特別支援教育の推進

現状と課題

近年、特別支援教育の対象となる子どもたちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の構築、発達障害者支援法の改正、児童福祉法の改正などが行われています。

本市や教育委員会は、特別支援学校・地域の学校・幼稚園・保育園と連携しながら、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図り、また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導によるサポートに努めてきました。

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、学校卒業後の進路については、「まだどうするかわからない」の割合が31.8%と最も高く、次いで「上の学校に進学したい」の割合が22.7%、「通所施設などを利用したい」、「一般の事業所に就職したい」の割合が18.2%となっています。

障がいの状況や教育ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていく必要があります。

① 就学前保育・教育の推進

施策展開の方向

教育支援相談員の訪問活動と審議により、保護者に適正な就学支援を行うとともに、特別支援学級や特別支援学校への移行について、十分な検討と適切な判断ができるような支援を継続します。また、不安を抱える保護者や生活のしづらさを抱える園児に對してできる限り早く対応していくよう、障がいの早期発見及び相談支援体制を強化します。

また、関係機関との連携を強化し、早期療育に向けた支援を行います。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|--------------|--|-------|
| 敦賀市教育支援委員会 | 教育的ニーズと必要な支援に関わる幼児の就学支援のため、教育支援相談員の訪問活動を実施し、結果を教育支援委員会で審議し、保護者に適正な就学支援を行います。教育相談会等を通じ、就学時相談や入学後の相談を随時受けることにより、特別支援学級や特別支援学校への移行について、十分な検討と適切な判断ができるような支援を継続していきます。 | 学校教育課 |
| 保育カウンセラー配置事業 | 臨床心理士が保育園等を訪問し、発達障がい等、発達に課題のある児童の保護者や保育者と相談を行います。 | 児童家庭課 |

② 学校教育の推進

施策展開の方向

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な教育や指導を充実します。また、巡回教育相談会や通級教室の実施による巡回指導の充実を図るとともに、各特別支援学校と連携を図り、専門的な関わり方を学びながら、障がいのある児童・生徒一人ひとりにあった個別計画を作成して育ちと学びを支援します。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|------------------|--|-------|
| 特別支援教育コーディネーター会議 | 特別支援教育コーディネーターが、各学校における特別支援教育・相談の中心となり、教員の現職教育から保護者からの相談に対応できるような講習会・研修会を実施し、インクルーシブ教育システム構築のための最新情報を提供していきます。発達に応じた子どもの状況を教育分野へ適切に引き継ぐとともに、「子育てファイルふくいっ子」の積極的な活用をすすめ、個別の支援計画が適切に作成され活用されるよう指導を充実していきます。 | 学校教育課 |
| 巡回相談・通級教室の実施 | 市内各小中学校と嶺南教育事務所の指導主事（特別支援教育担当）をつなぐ巡回指導の設定・計画・事後報告などを積極的に実施します。 | 学校教育課 |
| 特別支援交流学習 | 特別支援学校との交流学習や普通学級と特別支援学級との交流学習を進めるとともに、それぞれの特性を互いに認め合う児童生徒の育成と、インクルーシブ教育システム構築を図ります。 | 学校教育課 |

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-------------------|---|-------|
| 後期指導主事訪問 | 指導主事（特別支援教育担当）訪問の際に、個別の支援計画の記録や教育支援の結果について、指導・助言を行います。「子育てファイルふくいっ子」の積極的な活用をすすめるとともに、個別の支援計画が適切に作成され活用されるよう指導を充実していきます。 | 学校教育課 |
| 支援会議の開催（関係機関との連携） | 保護者・関係機関・学校との橋渡しをしながら、当該児童に一番適した教育支援を提供していけるように、情報の共有化、関係機関との連携を図ります。就学に向けて、支援を必要としている幼児の保護者や関係機関からの相談に応じ、各関係機関との支援会議を開催し、支援体制の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 家庭児童相談室相談業務 | 要保護児童等の適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を中心に、相談体制の充実を図ります。また、児童虐待防止講演会の実施や各種研修等により、普及啓発及び専門性の向上を図ります。 | 児童家庭課 |
| 教育支援相談員による相談活動の実施 | 教育支援委員が相談員となり、就学前の幼児や児童生徒の就学や個々に応じた支援のあり方などを相談活動によりサポートします。就学で教育支援を終えることなく、関係機関との連携を図りながら一人ひとりに応じた教育支援を図っていきます。 | 学校教育課 |

5 就業・社会参加

(1) 就業促進の支援

現状と課題

令和3年3月から、障がい者法定雇用率が引き上げられます。また、対象となる事業主の範囲が広がるなど、障がいのある人に対する民間企業の受け入れが進むことが予測されます。

本市では、行政のみならず事業所においても障がい者の雇用に努めるとともに、就労継続支援や就労移行支援による一般就労に向けた訓練等により民間事業所における雇用に積極的に促進し、障がい者の就業創出・雇用拡大をサポートしてきました。また、一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労の場の確保・充実を図るため、労働部門と福祉部門が連携しながら、障がい者が就業や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めてきました。

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、働いている方の勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が31.8%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が30.3%、「自営業、農林水産業など」の割合が22.7%となっています。今後収入を得る仕事をしたいかについては、「仕事をしたいけど、できない」の割合が44.6%と最も高く、次いで「仕事をしたい」の割合が24.8%、「仕事はしたくない、できない」の割合が17.8%となっています。障がい者の就労支援として必要だと思うことは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が19.8%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」の割合が14.0%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「職場で介助や援助等が受けられること」の割合が13.8%となっています。

障がい者が就労することは、経済的自立や生きがいつくり、一人ひとりがもつ能力を発揮し地域に貢献することにつながります。障がい者の雇用促進の充実に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいくことが重要です。

また、学校卒業後の障がいのある人が、適切に就業へと移行できるよう、教育機関とも連携し、就学や進学時の相談体制の確保や適切な就労に向けた支援を行うとともに、一般就労退職後にもハローワーク、障がい者就業・生活支援センター及び地域活動支援センター等との連携体制を構築し、切れ目のない支援の継続が必要です。

① 障がい者雇用の促進

施策展開の方向

県発達障害者支援センター・スクラム福井との連携や就業先への働きかけにより障がい者雇用の推進に努めていきます。

また、在職者の支援、工業用地への積極的な企業誘致を推進し、障がい者の就労を支援します。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-----------------------------------|--|-----------------------|
| 県発達障害者支援センター・スクラム福井との連携 | 県発達障害者支援センター・スクラム福井との連携による適切な就労に向けた支援や就業先に対する発達障がい者の障がい特性の具体的な説明（図解を用いたり、変更の際は事前に連絡する等）により、就労の継続を図るための支援を行っていきます。 | 地域福祉課 |
| 地域自立支援協議会就労支援部会の運営 | 敦賀市地域自立支援協議会就労支援部会を開催し、地域課題への検討を図っていきます。当事者参加の販売会や展示会、ジョブガイダンス等を実施します。 | 地域福祉課 |
| 敦賀市障がい者相談支援事業所での相談等 | 市が委託した障がい者相談支援事業所等において、障がい者からの就労等に関する相談や関係機関との連絡調整を行います。 | 地域福祉課 |
| 嶺南障害者就業・生活支援センター「ひびき」の運営【国・県委託事業】 | 嶺南障害者就業・生活支援センター「ひびき」において、障がい者の就労の支援や在職者の支援、事業主に対する助言等、日常生活上の支援・助言を行います。 | 嶺南障害者就業・生活支援センター「ひびき」 |
| 企業誘致の推進 | 産業団地をはじめとする工業用地への積極的な企業誘致に取り組み、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。 | 商工貿易振興課 地域福祉課 |
| 就労定着支援事業の利用促進 | 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。 | 地域福祉課 |

③ 福祉的就労の充実

施策展開の方向

敦賀市地域自立支援協議会において地域課題への検討を図るほか、農福連携事業の推進及び就労継続支援（A型）事業など、一般就労への移行に向けた支援を行います。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-------------------|---|----------------------|
| 農福連携事業の推進 | 障がい者が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みを就労継続支援事業所等と連携しながら実施します。 | 農林水産 振興課 地域福祉課 |
| 就労継続支援（A型） の実施 | 事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 | 地域福祉課 |

(2) 多様な社会活動への参加促進

現状と課題

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。また、障がいのある人がその特性に応じた配慮を受けながら、社会参加できる体制も必要となります。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

① 生涯学習活動の推進

施策展開の方向

公民館講座等の参加に関するアンケート調査を実施し、事業参加へのソフト面での取り組みを進めるほか、ホームページ等による情報提供、生涯学習活動の拠点である公民館等の施設充実を図り、障がい者の多様な社会活動への参加促進を図ります。

また、人権意識が高まるように、当事者や団体等のグループなどを通じて人権学習や啓発活動を推進します。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|---------------------------|---|-------|
| 生涯学習推進事業におけるアンケート実施 | 生涯学習センター講座受講生にアンケートを実施し、ニーズの把握に努め、講座内容に反映させていただきます。障がいのある人の生涯学習を適切に援助できるような職員研修の実施を検討します。 | 生涯学習課 |
| 図書購入事業・図書館管理運営事業・図書利用推進事業 | 図書利用推進事業において、学校や保育園、児童クラブ等に図書を配架し、図書の利用推進を図ります。また、障がいのある人も利用しやすい図書館の運営を、今後も継続して取り組みます。 | 図書館 |
| 生涯学習推進事業 | 各種講座に、障がいのある人も参加しやすくなる様な工夫をし、障がいの有無に関わらず市民同士の交流を深められるようにしていきます。 | 生涯学習課 |
| 公民館事業の推進 | 各公民館の活動や行事を住民の皆様にお知らせするために、ホームページを開設し随時更新しており、引き続き分かりやすい構成を心がけます。また、公民館の各種活動や行事に、障がいの有無に関わらず参加しやすくなるよう工夫していきます。 | 生涯学習課 |

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-------------|---|------------|
| 人権教育指導者研修会 | 障がい者を理由とする差別の解消などをテーマに盛り込み、更に開催回数を増やすことを検討していきます。 | 生涯学習課 |
| 社会生活訓練プログラム | 敦賀市身体障害者相談支援センター「あいあい」において、市内の在宅の身体障がい者等を対象として、社会生活訓練プログラム身体障がい者さわやかカフェ、身体障がい者料理教室、身体障がい者パソコン教室等、ピアカウンセリングを実施します。 | 敦賀市社会福祉協議会 |

② スポーツ・レクリエーションの充実

施策展開の方向

障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、障がいの程度に応じたスポーツメニューを提供できるよう、スポーツ教室等を開催しています。

また、障がい者スポーツ大会を継続実施し、障がい者の相互交流が図れるよう努めるとともに、県の障がい者スポーツ大会へ選手の派遣を行うほか、障がい者の参加選手等の育成支援を図ります。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|--|--|-------|
| 社会参加促進事業(スポーツ・レクリエーション教室等開催事業) | 障がい者間の交流を深めるため、市障がい者スポーツ大会を開催します。日常的にスポーツに親しむため、ニュースポーツ、健康体操をスポーツ教室で紹介します。 | 地域福祉課 |
| 障がい者団体等が実施するスポーツやレクリエーションの場へのボランティアの派遣調整 | 市障がい者スポーツ大会や県障がい者スポーツ大会へのボランティア、障がい者団体等が実施する活動を支援するボランティアの派遣調整を行います。 | 地域福祉課 |

③ 各種団体活動・地域活動の支援

施策展開の方向

障がい者が社会活動に積極的に参加することができるよう、障がい者団体などの活動の場の確保や情報提供及び相談などの支援を行います。

また、地域生活支援事業における社会参加促進事業を推進するとともに、余暇活動などの幅が広がるように内容等を検討します。

加えて、まちづくり計画、市と地域の協働によるまちづくり活動などに障がいのある人の意見が反映されるように、審議会等への参画を促進するとともに、地域での行事や自主防災活動等への参加を促進します。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|----------------------|--|-------|
| 地域生活支援事業における社会参加促進事業 | 障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会の開催、運転免許取得助成事業、手話奉仕員養成講座等を行います。 | 地域福祉課 |
| 障がい者福祉団体補助金 | 各障がい者団体の事業遂行に係る費用を補助します。 | 地域福祉課 |
| まちづくり活動、地域活動への参画の促進 | まちづくり計画など審議会への参画促進、各種地域活動、自治会活動等への参加促進を図ります。 | 地域福祉課 |

6 生活環境・生活安全

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

本市では、障がい者を含めた地域の住民が安心して暮らすことができる社会づくりを目指すために、老障介護世帯や障がい者の独居世帯等が必要がある時には、地域での支え合いを推進し、公営住宅や公共公益施設のバリアフリー化、点字ブロックの敷設や歩車道の段差の解消などによる視覚障がい者や車いす利用者に配慮した道路の整備に努めてきました。

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、外出時に困ることは、「特にない」の割合が29.2%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が22.0%、「列車やバスの乗り降りが困難」の割合が15.6%となっています。

今後、障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

① 道路・公園・公共建築物等の整備

施策展開の方向

道路や公園、公共建築物などについて、障がい者にやさしい公共空間づくりに努めるとともに、民間公益施設についても改善への協力を要請していきます。バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入に際し、可能な限り直に障がい者の意見を聞き、整備計画に反映させるよう努めます。

コミュニティバスに乗車する障がい者については交通事業者に対して乗降の手伝い等の協力を引き続き求めていきます。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|----------------------|---|----------------------------------|
| バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 | 公共交通機関、道路、公園など生活に関連した公共空間のバリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を推進します。 | 道路河川課 生活安全課 都市政策課 地域福祉課 |

② 居住環境の向上

施策展開の方向

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、市営住宅におけるバリアフリー化や住宅交換を行うほか、住宅改造の補助を行い、重度身体障がい者が生活しやすい住宅の改修を支援します。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|----------------|--|-------|
| 市営住宅再生事業 | 市営住宅におけるバリアフリー化を実施します。 | 住宅政策課 |
| 市営住宅の住宅交換 | 加齢、病気等による市営住宅の住宅交換については、入居者に対して住宅交換制度をさらに周知していきます。 | 住宅政策課 |
| 重度身体障害者住宅改造補助金 | 段差解消、入り口の拡張等の改造により、日常生活の安全性の確保と介護者の介護負担の軽減を図ります。 | 地域福祉課 |

(2) 防災・感染症対策の推進

現状と課題

本市では、敦賀市避難行動要支援者名簿への登録を進めるとともに、福祉避難所への避難誘導支援や避難所運営体制の整備を図ってきました。

障がい者福祉に関するアンケート調査結果をみると、災害時に一人で避難できるかについて、「できない」の割合が42.4%と最も高く、また家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人は、「いない」の割合が33.9%と最も高くなっています。

災害時に困ることは、「投薬や治療が受けられない」の割合が48.8%と最も高く、次いで「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が45.2%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が42.0%となっています。敦賀市避難行動要支援者避難支援制度への登録状況は、「制度を知らない」の割合が40.2%と最も高く、次いで「登録していない」の割合が39.7%となっています。「登録していない」「制度を知らない」を選択した方の中で、今後機会があれば登録したいかについては、「わからない」の割合が56.9%と最も高く、次いで「登録したい」の割合が29.3%、「登録したくない」の割合が12.1%となっています。

本市の災害時の要支援者対策は、地域ぐるみでの避難支援体制づくりと台帳登録者の拡充が課題となっており、地域における支援者が未定になっている登録者も多いため、広報などを通じ、制度への理解を深める必要があります。

さらに、近年の自然災害を踏まえ、地域を中心として、障がいのある人の安否確認や避難等について事前の心構えや準備を行うとともに、避難所などにおいても障がいのある人が安心して過ごせる体制を整備していくために、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

新型コロナウイルスの感染拡大等の感染症の蔓延を踏まえ、感染症や災害時においても、継続的なサービス提供を維持できるよう、平時から事業所との連携体制を構築していくことが必要です。

また、感染症や災害時に不足することが予測される物資や人材の確保に向けて、県や他市町村、関係団体との連携体制を構築することが必要です。

① 防災・感染症対策に関する知識の普及と啓発

施策展開の方向

災害ボランティアや除雪ボランティアなど、ボランティア活動を推進し、日頃の防災対策や防災訓練の活性化を図るとともに、研修・出前講座等の内容を充実し、障がい者の防災知識の普及啓発に努めます。

また、大規模災害や感染症の拡大を踏まえて、障がい者の生活を支えるサービスの維持、物資や人材等の支援・応援体制の構築を図ります。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|----------------------|--|---------------|
| 災害ボランティア活動推進事業 | 敦賀市災害ボランティアセンター連絡会、災害ボランティア登録制度、災害ボランティアセンター運営実践訓練、災害ボランティア出前講座等を実施していきます。 | 敦賀市社会福祉協議会 |
| ボランティアセンター運営事業 | ひとり暮らし障がい者宅への除雪ボランティア活動を推進します。 | 敦賀市社会福祉協議会 |
| 防災情報受信機整備事業（防災ラジオ貸与） | 申請書郵送と並行して、広報誌や出前講座等を通じて事業に関する啓発を行うとともに、貸出窓口の延長を行い、設置率の底上げを図ります。 | 危機管理対策課 |
| 自助意識育成計画・防災啓発事業 | 防災に関する講座を、各障がい団体の出前講座で実施します。 | 危機管理対策課 |
| 障がい者施設等における感染症対策の推進 | 県・保健所・市感染症対策本部と連携し、市内の障がい者施設等での感染拡大防止、終息に向け連携できる体制を作り、有事の際は当体制の立ち上げと市内障がい者施設との情報伝達を行います。 | 地域福祉課 |
| Net119緊急通報システムの利用促進 | 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにシステムの利用を促進します。 | 地域福祉課 消防本部 |

② 障がい者等避難行動要支援者対策の推進

施策展開の方向

災害時の避難を地域で支援できるよう、避難行動要支援者名簿を引き続き整備・活用を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|--------------------|--|----------------------|
| 避難行動要支援者対策等推進事業 | 避難行動要支援者名簿を引き続き整備・活用し、避難行動要支援者が居住する地域の区長、民生委員児童委員等に避難行動要支援者の情報を提供して共有するとともに、日ごろの見守りと災害時における避難誘導、安否確認等を連携して行うなど、地域ぐるみの支援体制づくりを継続・推進します。 | 地域福祉課 |
| 災害時要支援者個別支援計画の策定支援 | 障がい者等が、災害時にどのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ自ら確認しておいていただくために、一人ひとりの状況に合わせた避難行動計画策定を支援します。 | 地域福祉課 |
| 避難施設の充実 | 福祉避難所に対する理解を深め、福祉避難所の設置や運営が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設との協力及び一般避難所のバリアフリー整備に努めます。 | 危機管理 対策課 地域福祉課 |

(3) 地域安全対策の推進

現状と課題

運転者に対しては、障がいのある人を含むすべての歩行者に対する保護意識の高揚を図るため、関連団体と連携し、運転者教育、安全運転管理者による指導その他広報啓発活動を推進することが必要です。

また、障がいのある人に対しては、字幕入りビデオの活用や参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通安全のために必要な技能及び知識を習得できるよう、障がいの程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進していくことが必要です。

障がい者の消費行動・消費者トラブルの実態を把握し、消費者トラブルの防止及び被害からの救済について検討していくことが必要です。

① 防犯体制の整備

施策展開の方向

リュウピーネット（福井県警察本部がメール発信する地域における安全情報）の紹介やパンフレット、ホームページ等を活用して、防犯活動の充実に努め、地域ぐるみで広範囲な自主防犯活動を推進します。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|--------|--|-------|
| 防犯対策事業 | リュウピーネットや防犯活動について、広報つるがやホームページ等への掲載のほか、防犯キャンペーンでパンフレットを配布し、周知・啓発を図ります。 | 生活安全課 |

② 交通安全・生活安全対策の推進

施策展開の方向

児童や生徒を対象とした交通安全教室等の実施により、交通安全意識の向上に努めるとともに、障がい者に対する消費者被害の未然防止と被害拡大防止に取り組みます。

主な施策・事業

| 事業名 | 事業概要 | 主な担当 |
|-------------|---|-------|
| 交通安全対策事業 | 福祉施設や障がい者団体等の要請に基づき、ビデオやイラストなどを使っての視覚による教室のほか、実際の道を使った教室を行い、交通安全意識の向上を図ります。 | 生活安全課 |
| 学童交通安全教室 | 学校行事として児童に自転車教室等の交通安全教育を実施し、交通安全意識と安全確保に努めます。 | 生活安全課 |
| 幼児交通安全教室 | 交通安全教室を年2回（指導員による）散歩等で指導します。 | 生活安全課 |
| 消費者被害防止対策事業 | 公民館、地域の老人会等にて出前講座を実施します。FM放送等で被害防止のための啓発活動を実施します。 | 生活安全課 |

1 成果目標

障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和 5 年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| | 国の基本指針 | 設定の考え方 |
|----------|--|---|
| 施設入所者数 | 令和 5 年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6% 以上削減 | 入所待機者がいることから、市独自で令和元年度の実績と同数と設定する。 |
| 地域生活移行者数 | 令和 5 年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の 6% 以上が地域生活に移行 | 平成 29 年度～令和元年度の移行者 0 人であったことから、市独自で設定する |

| 目 標 値 | 令和元年度実績 | |
|---------------------|---------|------|
| 令和 5 年度末の施設入所者数 | 81 人 | 81 人 |
| 令和 5 年度末までの地域生活移行者数 | 2 人 | 0 人 |

目標実現に向けた取組み

相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

さらに、地域移行・地域定着の制度の周知を図り、制度の利用を促進するとともに、障がいのある人を受け入れる体制構築の両面から、障がいのある人の施設から地域生活への移行を推進します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

| | 国の基本指針 | 設定の考え方 |
|------------------------|--|---------------|
| 退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 | 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数の上昇：316 日以上とすることを基本 | 県の設定する目標値に準じる |
| 精神病床における 1 年以上長期入院患者数 | 令和 5 年度末の全国の目標値は平成 30 年度と比べて 6.6～4.9 万人減少 | 県の設定する目標値に準じる |
| 精神病床における退院率の上昇 | 3 ヶ月時点 69%以上、6 ヶ月時点 86%以上、12 ヶ月時点 92%以上とすることを基本 | 県の設定する目標値に準じる |

目標実現に向けた取組み

上記目標に関する成果目標は、福井県が設定する目標値に準じることになりますが、精神障がいの程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築にあたっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

退院後、退所後に精神障がいのある人が生活できるグループホーム等の居住場所の確保が課題となっており、住まいの確保について検討します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

| | 国の基本指針 | 設定の考え方 |
|--------------------|---|----------|
| 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本 | 国の方針に準じる |

| 目標値 | | 令和元年度実績 |
|----------------------|------------|---------|
| 令和5年度末における地域生活支援拠点 | 1箇所設置 | 0箇所設置 |
| 地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討 | 年1回以上検証、検討 | |

目標実現に向けた取組み

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討にあたっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

| | 国の基本指針 | 設定の考え方 |
|----------------------|---|---|
| 一般就労移行者数 | 令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上 | 国の方針に準じる |
| 就労移行支援における一般就労移行者数 | 令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上 | 国の方針に準じる |
| 就労継続支援A型における一般就労移行者数 | 令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上 | 国の方針に準じる |
| 就労継続支援B型における一般就労移行者数 | 令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上 | 平成29年度～令和元年度までの3年間の実績が0人であったことから、市独自で目標値を設定 |
| 就労定着支援事業の利用者数 | 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本 | 令和元年度時点で利用者が1名であり、市内に事業所がないことから、本市独自の目標を設定 |
| 就労定着支援事業の就労定着率 | 令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本 | 国の方針に準じる |

| 目 標 値 | 令和元年度実績 | |
|----------------------------|---------|------|
| 令和5年度までの一般就労移行者数 | 11人 | 8人 |
| 令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援） | 5人 | 4人 |
| 令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型） | 5人 | 4人 |
| 令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型） | 1人 | 0人 |
| 令和5年度における就労定着支援事業の利用者数 | 1人 | 1人 |
| 令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率 | 70% | 100% |

目標実現に向けた取組み

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組みを進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

| | 国の基本指針 | 設定の考え方 |
|---------------------------|--|----------|
| 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制 | 令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保 | 国の指針に準じる |

| 目 標 値 | 令和元年度実績 | |
|------------------------------|---------|-----|
| 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保 | 実施 | 未実施 |

目標実現に向けた取組み

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組みを進めます。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

| | 国の基本指針 | 設定の考え方 |
|----------------------------|---|----------|
| サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築 | 令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築 | 国の指針に準じる |

| 目 標 値 | 令和元年度実績 | |
|----------------------------|---------|-----|
| サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築 | 実施 | 未実施 |

目標実現に向けた取組み

障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討にあたっては、自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

2 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

| サービス | 概要 |
|------------|--|
| 居宅介護 | ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。 |
| 同行援護 | 移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。 |
| 行動援護 | 行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。 |

① 必要な量の見込み（1月当たり）

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 居宅介護 | 人 | 89 | 94 | 100 | 82 | 82 | 82 |
| | 時間 | 2,026 | 1,886 | 1,894 | 1,983 | 1,983 | 1,983 |
| 重度訪問介護 | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 時間 | 0 | 0 | 0 | 120 | 120 | 120 |
| 同行援護 | 人 | 20 | 20 | 16 | 19 | 19 | 18 |
| | 時間 | 560 | 536 | 310 | 512 | 501 | 489 |
| 行動援護 | 人 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| | 時間 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| 重度障害者等包括支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| | 時間 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |

※令和2年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して助言及び指導等を行い、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。
- 「行動援護」、「重度障害者等包括支援」については、市内に事業所がないため実績はありませんが、利用者ニーズに応じ、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

| サービス | 概要 |
|----------------|--|
| 生活介護 | 障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 知的障がい者または精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。 |
| 就労移行支援 | 就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。 |
| 就労継続支援 (A型) | 企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。 |
| 就労継続支援 (B型) | 通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。 |
| 就労定着支援 | 一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。 |
| 療養介護 | 病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。 |
| 福祉型 短期入所 | 自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。 |
| 医療型 短期入所 | 自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。 |

① 必要な量の見込み（1月当たり）

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|----------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 生活介護 | 人 | 151 | 153 | 152 | 155 | 156 | 157 |
| | 人日 | 2,828 | 2,841 | 2,899 | 2,891 | 2,916 | 2,942 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 人 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| | 人日 | 20 | 3 | 0 | 18 | 18 | 18 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 人 | 4 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 人日 | 28 | 15 | 41 | 23 | 23 | 23 |
| 就労移行支援 | 人 | 13 | 8 | 7 | 8 | 8 | 8 |
| | 人日 | 199 | 122 | 121 | 122 | 122 | 122 |
| 就労継続支援 (A型) | 人 | 83 | 79 | 67 | 85 | 87 | 88 |
| | 人日 | 1,703 | 1,644 | 1,422 | 1,768 | 1,810 | 1,830 |
| 就労継続支援 (B型) | 人 | 122 | 138 | 164 | 149 | 151 | 154 |
| | 人日 | 2,166 | 2,376 | 2,941 | 2,563 | 2,597 | 2,649 |
| 就労定着支援 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 療養介護 | 人日 | 20 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| 福祉型短期入所 | 人 | 22 | 23 | 15 | 25 | 26 | 28 |
| | 人日 | 126 | 125 | 70 | 128 | 130 | 131 |
| 医療型短期入所 | 人 | 6 | 8 | 6 | 5 | 5 | 5 |
| | 人日 | 44 | 70 | 55 | 39 | 39 | 39 |

※各年度3月分まで(令和2年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域に必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

| サービス | 概要 |
|--------|--|
| 共同生活援助 | 障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 |
| 自立生活援助 | 入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。 |

① 必要な量の見込み（1月当たり）

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|--------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 共同生活援助 | 人分 | 45 | 44 | 45 | 57 | 57 | 57 |
| 施設入所支援 | 人分 | 82 | 81 | 79 | 81 | 81 | 81 |
| 自立生活援助 | 人分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※各年度3月分まで(令和2年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障がいのある人に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

| サービス | 概要 |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。 |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。 |

① 必要な量の見込み（1月当たり）

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|--------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 計画相談支援 | 人分 | 521 | 527 | 541 | 545 | 554 | 563 |
| 地域移行支援 | 人分 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | 人分 | 3 | 4 | 5 | 5 | 6 | 7 |

※各年度3月分まで(令和2年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 相談支援事業

① 必要な量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|-------------------|------|--------|-------|-------|----------------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 障害者相談支援事業 | か所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | か所 | 0 | 0 | 0 | 令和5年度末までに1か所設置 | | |
| 自立支援協議会 | 実施有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

※令和2年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|--------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

※令和2年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。

(3) 意思疎通支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|-----------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 手話通訳者設置事業 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 件 | 141 | 128 | 71 | 138 | 138 | 138 |

※令和2年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 聴覚障がい者等の福祉の増進と社会参加を促進するため、引き続き手話通訳者設置と手話通訳者・要約筆記者派遣を行います。

(4) 日常生活用具給付等事業

① 必要な量の見込み（年間）

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|-------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 件 | 1 | 1 | 8 | 4 | 4 | 4 |
| 自立生活支援用具 | 件 | 13 | 7 | 13 | 11 | 11 | 11 |
| 在宅療養等支援用具 | 件 | 14 | 14 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件 | 5 | 13 | 14 | 8 | 8 | 8 |
| 排せつ管理支援用具 | 件 | 1,677 | 1,681 | 1,352 | 1,630 | 1,630 | 1,630 |
| 住宅改修費助成 | 件 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

※令和2年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(5) 手話奉仕員養成研修事業

① 必要な量の見込み（年間）

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|---------------------------------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業 ※入門・基礎の2年単位プログラム | 年間実人数 | 9 | 12 | 7 | 18 | 9 | 18 |

※令和2年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 手話奉仕員の養成のための研修を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます

(6) 移動支援事業

① 必要な量の見込み（1月当たり）

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|--------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 移動支援事業 | 人 | 481 | 577 | 328 | 743 | 743 | 743 |
| | 時間 | 2,563 | 3,016 | 1,469 | 3,615 | 3,615 | 3,615 |

※令和2年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

(7) 地域活動支援センター事業

① 必要な量の見込み（年間）

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|--------------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域活動支援センター事業 | 人/月 | 529 | 521 | 379 | 541 | 551 | 561 |
| | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

※令和2年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。

(8) その他の事業

① 必要な量の見込み（年間）

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|----------------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 日中一時支援事業 | 人 | 1,076 | 945 | 621 | 1,034 | 1,034 | 1,034 |
| | 回 | 9,447 | 8,181 | 4,976 | 9,268 | 9,268 | 9,268 |
| 訪問入浴サービス事業 | 回 | 303 | 416 | 393 | 416 | 416 | 416 |
| 生活サポート事業 | 人 | 80 | 75 | 52 | 60 | 54 | 49 |
| 社会参加支援事業 | | | | | | | |
| スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 | 回 | 2 | 3 | 0 | 3 | 3 | 3 |
| 自動車運転免許取得費助成事業 | 件 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 自動車改造費助成事業 | 件 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

※令和2年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。

第 2 期敦賀市障がい児福祉計画

1 成果目標

児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和 5 年度を目標年度として設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

| | 国の基本指針 | 設定の考え方 |
|-------------------------------|--|----------|
| 児童発達支援センターの設置 | 令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本 | 国の方針に準じる |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制構築 | 令和 5 年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本 | 国の方針に準じる |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 | 令和 5 年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本 | 国の方針に準じる |
| 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 | 令和 5 年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本 | 国の方針に準じる |
| 医療的ケア児支援のための協議の場 | 令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本 | 国の方針に準じる |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本 | 国の方針に準じる |

| 目 標 値 | | 令和元年度 実績 |
|--|---------|-------------|
| 令和5年度末までに児童発達支援センター設置 | 1か所（継続） | 1か所（継続） |
| 令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築 | 有 | 有 |
| 令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 | 1か所（継続） | 1か所（継続） |
| 令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 | 1か所（継続） | 1か所（継続） |
| 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場 | 設置 | 未設置 |
| 令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 配置 | 未配置 |

目標実現に向けた取組み

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

2 障がい児福祉サービスの見込量

| サービス | 概要 |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。 |
| 障害児相談支援 | 障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。 |

① 必要な量の見込み（1月当たり）

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|-------------------------------------|----|--------|-------|-------|---------------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 児童発達支援 | 人 | 42 | 36 | 32 | 40 | 40 | 40 |
| | 人日 | 222 | 198 | 223 | 208 | 208 | 208 |
| 医療型児童発達支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 人 | 111 | 132 | 123 | 163 | 181 | 201 |
| | 人日 | 1,230 | 1,465 | 1,401 | 1,909 | 2,180 | 2,489 |
| 保育所等訪問支援 | 人 | 26 | 24 | 20 | 24 | 24 | 24 |
| | 人日 | 31 | 26 | 24 | 27 | 27 | 27 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | 人 | 188 | 195 | 188 | 221 | 235 | 251 |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 人 | 0 | 0 | 0 | 令和5年度末までに1人配置 | | |

※各年度3月分まで(令和2年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して助言及び指導等を行い、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

1 障がい者基本計画の推進体制

障がい者基本計画の推進にあたっては、当事者団体や指定相談支援事業者、サービス事業所などの福祉・保健・医療関係者などで構成される「敦賀市地域自立支援協議会」により、相談支援、権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換を図ります。

市においても、障がい福祉施策の検討、連絡・調整を行い、関係課が行っている福祉施策についての進捗状況を定期的に把握し、情報交換を図ります。

市民と行政の協働のもと、計画の着実な推進に努めます。

2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進行管理と評価

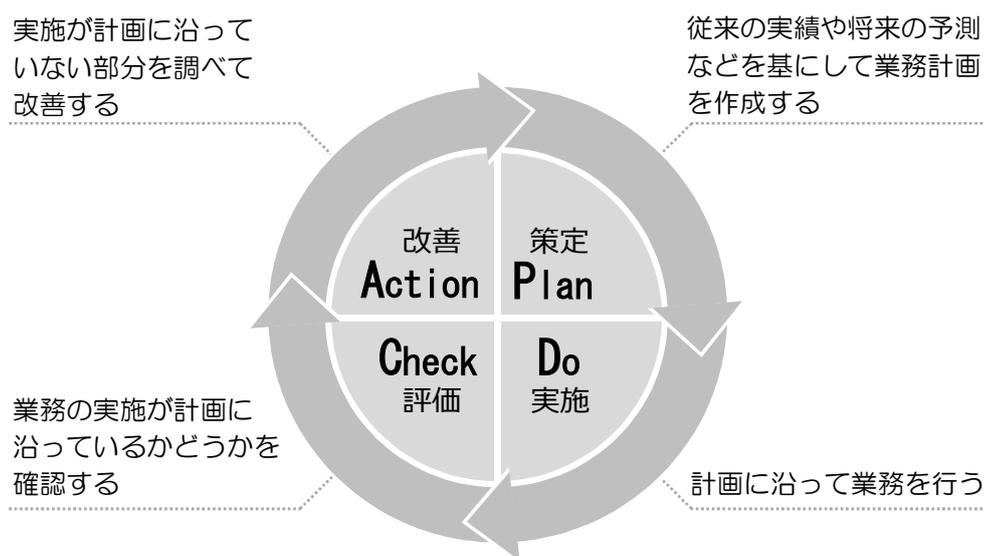
障がい福祉計画においては、国の基本指針に基づき、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）】を導入するにあたり、令和5年度に向けた4つの事項に関する目標値（成果目標）と障がい福祉サービスの見込量等（活動指標）を設定しています。

なお、成果目標及び活動指標については、国の「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル（改訂版）」において、少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者への施策や関連する施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じることとされています。

また、中間評価の際には、協議会等の機関等の意見を聴くとともに、活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいこととされています。

本市では、これらの基本的な考え方に基づき、計画の進捗状況を敦賀市地域自立支援協議会で検討する等、計画の点検及び評価を行い、その結果を踏まえた上で、取組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、本計画の計画的かつ円滑な推進に努めます。

PDCAサイクルのイメージ



参考資料

1 計画の策定経緯

| 日付 | 名称 | 内容 |
|---------------------|----------------------------|---|
| 令和2年6月22日 | 敦賀市地域自立支援協議会委員の委嘱式及び第1回全体会 | (1) 令和2年度敦賀市地域自立支援協議会各事業の実施計画について (2) 令和2年度敦賀市地域自立支援協議会専門部会等の活動計画について (3) 敦賀市障がい者福祉計画策定について |
| 令和2年7月21日～ 8月11日 | 敦賀市障がい者福祉に関するアンケート調査の実施 | ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳及び障がい福祉サービス等受給者証をお持ちの方 |
| 令和2年10月8日 | 敦賀市地域自立支援協議会第2回全体会 | (1) 現計画の事業評価について (2) アンケート結果の分析について (3) 次期敦賀市障がい者基本計画の体系・骨子について |
| 令和2年11月26日 | 敦賀市地域自立支援協議会第3回全体会 | (1) 障がい者福祉計画の総論について (2) 第6期障がい福祉計画案及び第2期障がい児福祉計画案について |
| 令和3年1月15日 | 敦賀市地域自立支援協議会第4回全体会 | (1) 障がい者福祉計画の原案について |
| 令和3年1月26日～ 2月8日 | パブリックコメントの実施 | ・敦賀市障がい児者福祉計画（案）について |
| 令和3年2月12日 | 敦賀市地域自立支援協議会第5回全体会 | (1) 敦賀市障がい児者福祉計画の策定について |

2 敦賀市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3に基づき障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域づくりのため、敦賀市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業の運営・評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 障害者総合支援法に定める障がい者基本計画及び障がい福祉計画並びに児童福祉法に定める障がい児福祉計画に関すること。
- (5) 障がい者差別解消支援地域協議会に関すること
- (6) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 市民の代表
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度末までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員が前条第2号及び第3号の職を辞したときは、委員の職を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が非公開が相当であると認める場合には、協議会に諮って会議を非公開とすることができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議するため部会を置くことができる。

2 部会は、指定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者及び関係機関の実務職員をもって構成する。

3 部会の協議内容については、協議会に報告するものとする。

(個人情報保護)

第8条 委員及び部会出席者等協議会関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、敦賀市役所地域福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

3 敦賀市地域自立支援協議会・敦賀市障がい者差別解消支援地域協議会 委員一覧

(敬省略)

| 区分 | 所属 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|--------------------------|-----------------------|-------------|-------|----|
| 福祉関係者 (障害当事者 団体) | 敦賀市身体障害者福祉 連合会 | 会長 | 橋本 輝男 | |
| | 敦賀市障害児福祉団体 連合会 | 副会長 | 小森 宗治 | |
| | 二州家族会 | 会長 | 中川 功夫 | |
| 福祉関係者 (教育・保育 関係) | 福井県立嶺南東特別支援 学校 | 学校長 | 牧野 保彦 | |
| | 敦賀市小中学校校長会 | 担当 | 重神 俊文 | |
| | 敦賀市私立保育園連絡 協議会 | 会長 | 徳本 達之 | |
| 福祉関係者 (福祉サービ ス事業者) | 敦賀市社会福祉協議会 | 事務局次長 | 浦谷 一徳 | |
| | 敦賀市介護サービス事業 者連絡協議会 | 副会長 | 達川 仁路 | |
| | 国立病院機構 敦賀医療 センター | 主任児童 指導員 | 溝口 東子 | |
| | 敦賀市社会福祉事業団 | 施設長 | 川端 千絵 | |
| 福祉関係者 (企業・就労 支援) | 敦賀公共職業安定所 | 所長 | 湯口 幹也 | |
| 保健・医療関 係者 | 敦賀市医師会 | 理事 | 玉井 顯 | |
| 学識経験者 | 二州健康福祉センター | 所長 | 宮下 桂子 | |
| 市民の代表 | 敦賀市民生委員児童委員 協議会連合会 | 会長 | 春日野 昇 | |
| 福祉関係者 (行政機関) | 敦賀市福祉保健部 | 部長 | 板谷 桂子 | |

4 用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でもさまざまな製品、サービスを支障なく利用できること。

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

【か行】

基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

グループホーム

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を受けることができる。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり、援助を必要とする利用者が迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

【さ行】

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がい者および障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成25年4月に障害者自立支援法から改正された。正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

自立支援医療制度

平成18年4月から開始した制度。これまでの「更生医療」、「育成医療」、「精神障がい者通院医療費公費負担制度」について、制度間の負担の不均衡を解消し、必要な医療を確保しつつ、制度運営の効率と安定を確保するため、利用者全体で支える制度として一つに統合された。障がいのある人が、その心身の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を行う。

身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者であって、県知事等から身体障がい者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

精神障がい者

統合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患のある人（発達障がいを含む）。

成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある人、又は認知症高齢者などの親亡き後など、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。

【た行】

地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域自立支援協議会

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障がい者関係団体等で構成される。

地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

知的障がい者

知的機能の障がい未発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別の援助を必要とする状態にある人。

特別支援教育

障がい（発達障がいを含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。

ノーマライゼーション

障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

福祉的就労

一般就労が困難な障がい者等が就労継続支援事業所等で支援を受けながら行う就労。

法定雇用率

障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定された常用労働者の数に対する割合（障がい者雇用率）。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

【ら行】

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。障がいの程度表示（福井県）は最重度は「A1」、重度は「A2」、中度は「B1」、軽度は「B2」となっている。

リハビリテーション

医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。

敦賀市障がい児者福祉計画
第4期敦賀市障がい者基本計画
第6期敦賀市障がい福祉計画・第2期敦賀市障がい児福祉計画

令和3年3月

発行：敦賀市福祉保健部 地域福祉課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

電話：0770-22-8176

FAX：0770-22-8163